

消費者問題をよむ・しる・かんがえる

ウェブ版

国民生活11

NO.135 (2023)

特集 物流 2024 年問題と消費者

特集 1	物流 2024 年問題とは何か	1
特集 2	持続可能な物流の実現のために消費者ができること	6
消費者問題アラカルト	老後の資金に備える	11
省エネ住宅でも快適に住まう工夫	創エネルギーの工夫	15
美容医療の基礎知識	美容医療の現状といわゆるエステサロンと美容医療の違い	18
海外ニュース	<イギリス> 加工食品の推奨される 1 食分は適量か? <オーストラリア> 異常気象と住宅保険	21
消費者教育実践事例集	学校内の「危ない！」を探して共有しよう －小学 5 年生対象の安全授業－	22
気になるこの用語	化粧品の表示	24
相談情報ピックアップ	自転車と特定小型原動機付自転車で 着用が努力義務化された自転車用ヘルメット	26
暮らしの法律 Q&A	カタログギフトの申込期限を過ぎてしまったら?	27
暮らしの判例	洗顔石けんを使用した消費者がアレルギーに罹患したとして 損害賠償を請求した訴訟につき、一審と同じく控訴審においても 原材料の製造業者の製造物責任が認められた事例	28
誌上法学講座	保証契約	32

特集1



物流2024年問題とは何か

矢野 裕児 Yano Yuji 流通経済大学流通情報学部 教授
工学博士。専門は物流、ロジスティクス。国土交通省、経済産業省等の物流に関連する各種委員会の委員を歴任



物流の2024年問題が、最近、テレビ、新聞等で取り上げられることが多くなっています。物流2024年問題とは何か、その背景と政府、業界団体等の取組について解説します。

● 物流危機とは何か

物流危機、宅配危機という言葉は、2016年頃からよく使われるようになりました。物流危機、宅配危機というのは、物流需要が増大するのに対して、ドライバー不足などにより物流の供給が間に合わないということです。その結果、荷物を運ぼうとしても運べない、あるいは遅延するという事態が発生するわけです。ただし、高度経済成長期、バブル経済の時も、実はドライバー不足が深刻な問題となりました。最近でも、2013年度後半に深刻なドライバー不足が発生しました。2014年4月の消費税率引上げ前に駆け込み需要が発生し、トラックが足りず荷物が運べないという事態が発生しました。これまでに発生したドライバー不足で共通することは、需要の急増に供給が間に合わないというもので、一時的に需給バランスが崩れて、供給が間に合わないという状態だったのです。

それに対して、現在問題となっている物流危機は、これまでのような一時的な問題ではありません。ネット通販市場が拡大し、宅配便の取扱個数の増加といった需要の増加もあるのです

が、それ以上にドライバーがいない、高齢化しているということが大きな問題なのです。今後、中長期的に、需要が供給を上回ることが予想され、大きな問題になっています。

● 2024年問題とは

政府は、働く人が、個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を、自分で「選択」できるようにするための改革ということで、「働き方改革」を進めています。労働基準法改正によって、2019年4月から時間外労働の上限規制などを義務化しました。ただし、働き方が特殊な建設事業、トラック運転手やタクシードライバーなどの自動車運転、医師といった業務については、適用が猶予されていましたが、2024年4月1日以降、時間外労働の上限規制が適用されるというのが2024年問題です。一般的な業務の場合は、残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間であり、臨時的な特別の事情があり、労使が合意する場合は、年720時間以内となっています。自動車運転業務は働き方が特殊なので、2024年4月1日以降においても、ほかの業種のような720時間ではなく、960時間となっています。

自動車運転業務については、改善基準告示というものがあり、拘束時間、休息期間、運転時間などの規定があります。この改善基準告示も、改正されます。拘束時間については、年間に換

算した場合、従来は3,516時間以内であったのが、改正後は原則3,300時間以内、労使協定がある場合でも最大3,400時間以内に短縮されます。さらに1日の休息期間が継続8時間以上であったのが、継続11時間以上を原則とし、最低継続9時間以上を確保することとなりました。しかしながら現状として、改正前の基準である拘束時間3,516時間をオーバーする労働時間で勤務している場合も多くみられます。さらに基準が短縮されることによって、基準をオーバーする輸送が多く、法令遵守が求められるなか、運べないということが多く発生する可能性が危惧されています。

自動車運転業務の労働時間を短縮することは、ドライバーの労働環境を改善するために重要となりますが、その一方で、長距離輸送が難しくなる、さらに現状でもドライバー不足であるのが、さらに供給力を低下させるという問題を抱えています。

厚生労働省が実施した調査によると、現状の基準である3,516時間を超えているドライバーは全体では4.3%、長距離輸送においては7.0%となっています。すなわち、現状においても、これだけの割合がオーバーしていて、本来は問題になるということです。そして、2024年4月以降は3,300時間以内に短縮されます。もし、現状の輸送の仕方のままで、時間が短縮されると、全体ではドライバーの21.7%が基準を超え、さらに長距離輸送においては31.8%を超えることになり、これだけの比率が現状のやり方では運べなくなるということを示しています。

2024年問題、 物流危機が与える影響

ドライバー不足の深刻化は、さまざまな影響を及ぼすことが想定されます。

1つ目は、前述のとおり、運べないという事態の発生です。物流の場合、その取扱量に繁閑差が大きい場合が多くなっています。そのため、荷物が集中する年末などには運べないという事態が発生する可能性があります。将来的にドライバー供給が減少し、需給バランスが崩れるという推計を、複数の研究所等が発表しています。株式会社NX総合研究所は、ドライバー不足により、2030年には輸送能力の19.5%(5.4億ト)が不足するとしています。さらに、2024年問題の時間外労働の上限規制の影響と合わせて、輸送能力の34.1%(9.4億ト)が不足する可能性がある^{*1}と推計しています。株式会社野村総合研究所はドライバー不足により、需要に対して、供給が2025年で10%、2030年で19%不足するとしています。さらに、2024年問題を加味すると、2025年で28%、2030年で35%不足するとしています。このように、約3割の供給不足が発生することが見込まれています^{*2}。しかし、これはあくまで全体での話であり、長距離輸送がより深刻な影響を受けますし、地方部でよりひっ迫するとしています。

2つ目は、運賃の上昇です。現状としてドライバーの賃金は安く、大型貨物車ドライバーが全産業平均に比べて約1割低く、中・小型貨物車ドライバーが約2割低くなっています。このことがドライバーのなり手がいない大きな原因ともなり、安すぎる賃金の適正化が求められています。国土交通省は、2020年4月に標準的な運賃の告示を行いました。法令を遵守して持続的に事業を運営する際の参考となる運賃を示すことにより、トラック運送業における取引の適正化・労働条件の改善を促進しようというものです。標準的な運賃は、①トラック事業の能率的な経営の下における適正な原価に、②適正な利潤を加えたものを基準として算出していま

*1 株式会社NX総合研究所「『物流の2024年問題』の影響について(2)」経済産業省・国土交通省・農林水産省 第3回持続可能な物流の実現に向けた検討会(2022年11月11日)

*2 株式会社野村総合研究所「トラックドライバー不足時代における輸配送のあり方～地域別ドライバー不足数の将来推計と共同輸配送の効用～」(2023年1月19日)

す。標準的な運賃の算定に当たっては、①ドライバーの賃金を全産業の標準的水準に是正すること、②コンプライアンスを確保できることを前提としており、今後、標準的な運賃のレベルに上昇していくことが予想されます。一般貨物運送事業の営業費用として、最も比率が高いのは人件費であり37.3%、次に割合が高いのが燃料費で13.7%を占めています。現在、燃料費が高騰しており、運賃がより高くなっていることが想定されます。

3つ目は、長距離輸送が難しくなる、あるいは輸送日数が長くなるという問題です。連続運転時間等の規定を厳守し、休息期間を適正に取るとした場合、長距離輸送において、輸送日数が長くなることとなります。宅配便については、既に一部地域で翌日配送から翌々日配送へ変更する動きがみられます。また、長距離輸送においては、ドライバーの年間拘束時間が長い傾向がみられ、時間外労働の上限規制を遵守しようとする運ばないという事態が発生することが考えられます。

特に、大きな影響を受けることが想定されるのが全国の生産地から全国の消費地に運ばれている野菜、果物、水産品などの生鮮品です。例えば、東京都中央卸売市場においては、500km以上の長距離で運ばれてくる野菜は、重量ベースで4割弱を占めています。関西の中央卸売市場では6割程度を占めているなど、全国の中央卸売市場で3～6割が長距離輸送によるものです*3。長距離輸送に頼っていた野菜の流通が難しくなることは、小売店舗での野菜の品ぞろえ、商品価格に大きな影響を与えることが予想されます。

持続可能な物流実現に向けての検討

物流は、国民生活や経済活動を支える重要な社会インフラといえます。2024年4月の時間

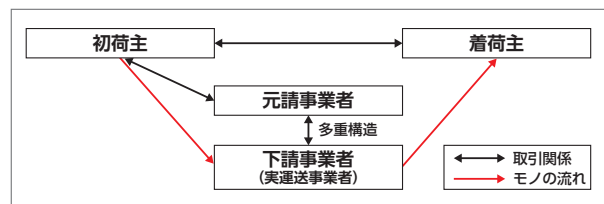
外労働の上限規制適用までの期限が迫るなか、物流での対応が進んでおらず、このままでは物流が停滞、途絶するといった事態になりかねないということが大きな問題となっています。

物流変革が迫られるなか、経済産業省、国土交通省、農林水産省による「持続可能な物流の実現に向けた検討会」が設置され、2022年9月から2023年6月まで11回の検討会が開催されました。ここでの検討の最大の特徴は、従来の物流改革の議論は物流事業者による対応が中心であったのが、それだけでは難しいということから、荷主企業、特に着荷主企業に着目し、議論されたことです。さらに単なる効率化、生産性向上という議論だけではなく、商慣習の見直し、関係者の意識改革を含めた議論がなされました。

物流現場では、長時間の荷待ちや契約にない附帯作業等による長時間労働、価格競争に伴う厳しい取引環境・雇用環境等の問題が発生しています。このような物流が抱える課題は、ドライバーなどの人手不足の原因となっています。そのため、「物流事業者が提供価値に応じた適正対価を収受するとともに、物流事業者、荷主企業、消費者、経済社会の『三方良し』を目指す」という視座が重要としています。

持続可能な物流の実現のために取り組むべき政策として、物流の効率化、生産性の向上はもちろん重要ですが、荷主企業や消費者の意識改革、物流プロセスの課題の解決(非効率な商慣習・構造是正、取引の適正化、着荷主の協力)があります。

図 物流における取引関係・モノの流れ



出典：経済産業省・国土交通省・農林水産省「『持続可能な物流の実現に向けた検討会』最終とりまとめ」(2023年8月)より一部抜粋

*3 洪京和「中央卸売市場における野菜の長距離輸送にかかわる物流課題」物流問題研究73号、191～197ページ(2022年11月)

① 荷主企業や消費者の意識改革

2024年問題が迫るなか、着荷主企業の対応が遅れている状況があります。その背景として、物流にかかる負荷が見えにくく、価格として明確になっていないため、着荷主企業において、物流課題がきちんと認識されにくいということがあります。一般的な商取引において、商品価格と運賃が一体となっており、商取引の価格において運賃等の物流コストをきちんと明示されない店着価格制であることが指摘されています。このため、運送契約の当事者でない着荷主企業において、物流の効率化に積極的に取り組もうとするインセンティブが働かないという状況が発生します。

トラックドライバーの拘束時間のうち、荷積み・荷卸しに伴う荷待ち・荷役作業時間等が約2割を占めており、貨物を発送する発荷主、あるいは受け取る着荷主に起因する非効率性が大きな課題となっています。物流改革を進めていくためには荷主企業等の理解を深め、意識改革を進めることが必要です。そして、荷主企業において、物流部門の担当者だけではなかなか解決できないのであり、営業部門、製造部門、調達部門等のさまざまな部門が協働して取り組む必要があります。そのためには、経営者層の認識を変え、全社的な対応が重要となり、役員クラスの物流を統括・管理する責任者を任命することを求めています。また、宅配便においては、消費者が着荷主となるのであり、再配達を減らすための意識改革が求められています。

② 物流プロセスの課題の解決

日々の業務では、商品等の需要に基づいて着荷主企業が発注を行い、物流需要が決定されます。すなわち、発注段階で、輸送量だけでなく、輸送のロット、リードタイム(注文を受けてから納品するまでの時間)などの物流条件も決定されることとなります。しかしながら、前述の

とおり着荷主企業は運送契約の当事者でなく、発注の際、物流については考慮していないことが多いため、結果的に物流に大きな負荷がかかり、効率化、生産性向上を妨げている場合が多いといえます。さらに、物流事業者においても、元請事業者と下請事業者による多層的な取引構造となっている場合が多く、結果的に現場の実運送事業者に負荷がかかりやすい取引構造となっています。そのため、関係者が連携して、物流の適正化や生産性向上に取り組むことが重要となっています。

具体的な検討施策として、待機時間、荷役時間等の労働時間削減に資する措置及び納品回数の減少、リードタイムの延長等、物流の合理化を図る措置の検討、契約条件の明確化、多重下請構造の是正等の運賃の適正収受に資する措置の検討、物流コスト可視化の検討、貨物自動車運送事業法に基づく荷主等への働きかけ等及び標準的な運賃の制度の継続的な運用等、トラックドライバーの賃金水準向上に向けた環境整備の検討が挙げられています。

さらに政府は、物流革新に向けての具体的な施策をまとめた「物流革新に向けた政策パッケージ」を2023年6月に、「物流革新緊急パッケージ」を2023年10月に発表しています。物流の効率化、荷主・消費者の行動変容、商慣行の見直しが柱となっています。

- 物流の効率化に向けて、物流DXの推進が必要となります。物流施設の自動化・機械化の推進、ドローンを用いた配送などによる人手不足への対応が挙げられます。さらに物流データの電子化により、物流をデータ・ドリブン^{*4}に変革していくことが欠かせません。これらを進めていくためには、前提として標準仕様のパレット導入や物流データの標準化等を進めていくことが必要となります。

*4 データを総合的に分析し課題解決に結びつけて役立てること

- 鉄道(コンテナ貨物)、内航(フェリー・RORO船*⁵等)の輸送量、輸送分担率を今後10年程度で倍増するとしています。2024年問題によって中長距離輸送については、大きな影響を受けることが予想され、モーダルシフトの推進が欠かせません。また、鉄道については現在12フィート(5ト)コンテナが主ですが31フィート利用を拡大し、コンテナの大型化を図るとしています。
- 商慣行の見直しについては、トラックGメンによる荷主・元請事業者の監視体制を強化するとしています。
- 適正な運賃の收受、賃上げ等に向けて、法制化を推進するほか、物価動向の反映や荷待ち・荷役の対価等の加算による「標準的な運賃」を引き上げるとしています。

● 各業界団体、企業での取組状況

各業界団体、企業では、さまざまな対応策が検討されています。消費者に比較的身近な業界として、例えば加工食品メーカーと卸売企業の間では、2019年以降、配送日を受注の翌日ではなく翌々日にする取組が進んでいます。これによって、余裕を持った配車計画を立てやすくなります。

さらに、首都圏のスーパーマーケットで構成される団体では、次の取組を始めています。

①加工食品における定番商品の発注時間の見直し

店舗発注時間を前倒しし、夜間作業の削減および調整作業時間を確保する。

②特売品・新商品におけるリードタイム(注文を受けてから納品するまでの時間)の確保

③納品期限の緩和

加工食品の180日以上賞味期間の商品での1/2ルールの採用により、商品管理業務の負担軽減、食品物流の効率化をはかる。

④流通BMS(Business Message Standards)による業務効率化

高速通信による作業時間確保、伝票レス・検品レスによる業務効率化を進める。

百貨店業界においても、次の取組を始めています。

①開店前納品の是正

従来は、開店前までに商品を納品することが慣例化していたが、検品作業を日中に移行し、納品時間を開店後にずらし、物流事業者の深夜業務のうち、検品作業を削減し、ドライバーの労働時間短縮を図る。

②納品リードタイムの緩和

納品量が多い店舗については、開店時間に間に合わせるために複数のトラックで納品を行っていたが、1台のトラックによるピストン運行に切り替える。納品量の少ない店舗については、低積載率で複数回の納品を行っていたが、納品回数を減便し集約運行する。

● まとめ

現在、物流は大きな転換期を迎えています。従来、物流に大きな負荷をかけても物流事業者が対応してきたものの、限界が来ており、物流の停滞、途絶を招かないためにも、物流事業者だけでなく、発荷主企業、着荷主企業さらに消費者も含めて、物流の適正化や生産性向上に向けての取組を、連携して実施していくことが必要となっています。さらに、物流に配慮した製品・包装設計、物流にやさしいサプライチェーンの見直しなども必要です。

今後は、物流事業者、荷主企業、消費者、経済社会の皆にとってよい物流を構築するため、物流の重要性を再認識すると同時に、物流の位置づけを高めていくことが必要であり、そのための社会全体での意識改革が欠かせません。

*5 貨物を積んだトラックなどをそのまま載せる船舶のこと



持続可能な物流の実現のために 消費者ができること

井村 直人 Imura Naoto

東京大学先端科学技術研究センター 先端物流科学寄付研究部門 特任研究員

同センター特任教授を経て現職。食品メーカーで物流や製品開発などを担当し、物流の改革には人材教育が最重要という考えに賛同した、ヤマトHD、SBS HD、鈴与、NX HD、日本政策投資銀行といった日本を代表する物流企業などの支援で設置された同研究部門で、理系大学院生を対象に高度物流人材育成とサプライチェーンの最適化研究を行っている



● はじめに

読者の皆さんもテレビやネットなどで「物流2024年問題」という言葉を聞いたり目にしたりしたことがあると思います。ここでは、この「2024年問題」が私たち消費者の生活にどのような影響を及ぼしそうなのか、そしてこの問題の解決に対して、物流の利用者である荷主や消費者にできること、期待されていることについて考えてみたいと思います。

● 物流2024年問題とその本質

2024年問題は、働き方改革関連法によって、2024年4月からトラックドライバーの残業(時間外労働)時間が、罰則つきで年間960時間に制限され、これに伴いこれまで運べていたはず

の荷物が運べなくなるといわれている問題です。

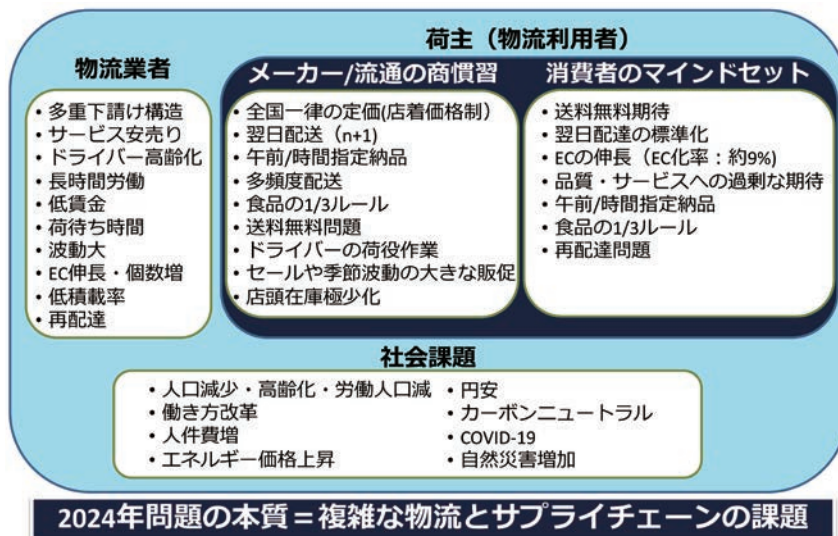
この残業時間の上限規制に対して業界や企業がまず考えることは、人を増やして残業を減らすことです。ところが、日本の人口は既に減少ステージに入っており、どこの業界でも人手不足は深刻で、人を増やすことは簡単ではありません。特にトラックドライバーの業界は、ほかの業界より平均年齢が高く、また労働時間も長く、そしてその割に年収は低いことから、必ずしも魅力的な職場ではありません。また、ドライバーといっても、荷物を受け取るときにトラックに荷物を積んだり、届けた所で荷物を下ろしたりという、荷役作業(肉体作業)を頼まれることも多く、これが労働時間の延長や、女性がドライバーという職種を敬遠する要因ともいわれています。そもそも翌日配送や時間指定納品は日本の商慣

習としてデフォルトになっていますし、さらに近年のインターネットを使った物品の購入(EC：eコマース)の増加に伴う宅配便の個数の大幅な増加や、届け先不在による品物の再配達などにより、さらに人手がかかるようになってきています。

このように2024年問題の本質は、以前から物流業界が抱えている人手不足に代表されるさまざまな問題そのもの

図 日本の物流課題のまとめ

※筆者作成



です。そして残業時間の上限規制への対応をきっかけにこういった問題を解決し、持続可能な物流を実現するための大きな課題なのです。

● 物流に起こることと 消費者の生活への影響

民間のシンクタンクである株式会社野村総合研究所によると、現状の物流の体制のままですと2025年には日本全体の荷物の約28%、2030年には約35%が運ばなくなると試算されています*1。

(1) ラストワンマイル配送への影響

物流というとまず思い浮かぶのは、皆さんもよく利用している宅配便ではないでしょうか。特にコロナ禍で外出がためらわれ、買い物を宅配に頼ったときには、改めてそのありがたさに気づかされました。コロナ禍以前からECによる取引は年々増えていて、2022年には私たちが購入している商品のうちECが占める割合(EC化率)は約9%*2、そして宅配便の個数は約50億個に上り*3、宅配は私たちの生活になくてはならない存在になっています。

こうした宅配便など消費者の手元に届ける物流の最終段階(「ラストワンマイル」とも呼ばれます)において、残業規制が強化されて起こりそうなことは、宅配便のドライバーが予定した荷物を全部配達すると残業時間の上限をオーバーしてしまいそうなので、届けられない荷物が発生することです。大手の宅配事業者は毎日配達する荷物の個数を予測し、それに従って要員や配達営業所の配置を工夫しているので、すぐに大きな影響はないかもしれません。しかし、ギフトシーズンや年末年始など、荷物量が増えたり、日時指定の荷物が増えたりする場合には、影響が出る可能性があります。また個人事業主として運送事業者やEC事業者と契約して配送を

行っているようなドライバーにとっては、労働時間を減らすことは請け負う荷物を減らし、自らの収入減に直結しますので、これまでどおりの働き方を続ける場合もあるでしょう。今後は、このようなドライバーへの依頼が増え、いつもとは違う人が配達に来ることが増えるかもしれません。

(2) B to Bの輸配送への影響とラストワンマイルへの波及

日本で毎日行き交っている荷物の大部分を占めるのは、消費者の自宅に届く宅配便ではなく、メーカーから配送センターや店舗などへの配送、メーカー間の部品や原材料の輸送、メーカーや物流事業者の倉庫間の在庫移動など、B to B(Business to Business)と呼ばれる企業間の取引に伴う輸送や配送です。ドライバーの残業時間の上限規制によって最も影響を受けるのは、こういったB to Bの荷物を運ぶドライバーです。特に長距離の輸送は、運転している時間や休憩時間なども含めた拘束時間が長いため、大きな影響があると考えられます。これまで日帰りで届けることができていた所でも、届け地での宿泊が必要になり、結果として翌日のトラックが足りなくなって、運べない荷物が発生する、というようなことが起こる可能性があります。

こういったリスクを回避するために、トラックの積載率(実際に運ばれる荷物の最大積載量に対する比率)の向上を目的とした共同配送の推進、トレーラーを牽引する車両に2台のトレーラーを連結するダブル連結トラックの開発とこれに伴う法改正、長距離輸送の途中でドライバーの交代ができる中継基地の整備、高速道路の最高速度規制の緩和(80km/hから100km/h)、トラックから鉄道や船による輸送への変更(モーダルシフト)など、2024年問題をきっかけに、さまざまな物流効率改善の取り組みが検討され

*1 株式会社野村総合研究所「トラックドライバー不足時代における輸配送のあり方～地域別ドライバー不足数の将来推計と共同輸配送の効用～」(2023年1月19日)

*2 経済産業省「令和4年度電子商取引に関する市場調査報告書」(2023年8月)

*3 国土交通省「令和4年度宅配便・メール便取扱実績について」(2023年8月25日)

ています。しかし、共同配送もいつもうまくいくとは限りません。一緒に積むほかのメーカーの商品の入庫タイミングがずれてしまい、予定どおりの荷物を組み合わせず運べないこともあるでしょう。中継地点で荷物を受け渡す方式を採用しても、渋滞や悪天候のために到着が遅れ、予定どおりドライバーを交代することができず、結果的に荷物が運べないということも起こるかもしれません。鉄道や船での輸送はトラックよりも時間がかかることもあります。

このような企業間の輸配送で運べない荷物が発生し、それがラストワンマイルの配送に波及して、消費者の皆さんも、これまで届いていた商品が届かない、翌日配送や時間指定ができない、店舗の棚にあるいつもの商品がない、といった経験をするが増えるかもしれません。既に、ヤマト運輸株式会社は、これまで翌日配送を請けていた遠距離区間の一部で、翌々日配送に変更するというアナウンスをしています。

(3)消費者のコスト負担の増加

このほかにも、そもそも6万社以上ある日本の運送事業者のうちトラック台数が10台以下の零細企業が半分以上を占め、多重下請け構造といわれている日本では、残業の上限規制によって運べなくなった大手の運送事業者の荷物が、これまで以上にこういった中小の運送事業者^{じゅんしゅ}に流れ、運賃上昇の要因になる可能性があります。これだけではなく、残業の上限規制を遵守することによって発生するリスクへのさまざまな対応策は、運送や保管のコストに反映され、さらに商品の価格や送料に上乗せされるかたちで結果的に消費者が負担することにもつながります。

●物流が提供している価値とは

2024年問題に対して消費者ができること、期待されることを考える前に、物流という機能が消費者に提供する価値について考えてみたいと思います。

物流は商品が作られてから消費者の手元に届

くまでの長いサプライチェーンすべてにかかわる機能です。エンターテインメントやサービスではない、実体のある商品はその使用者に届けるためには必ず物流が必要です。消費者の需要があって、それを満たすために生産や販売が行われ、商品は物流によって消費者の手元に届けられます。これが物流の提供する価値です。

消費者は多くの場合、より高い品質の商品をより低い価格で手に入れることが重要な価値だと思っているのではないのでしょうか。メーカーや小売はこの価値を最大化(高い品質を低い価格で)すべく、日々ほかの企業と競い合っています。そしてさらに、この2つの価値だけではなく、商品が届く日付や時間を消費者の好みに合わせるという新しい価値の提案を行い、これを利用した商品の販促を行ってきました。特にこの新たな価値は物流なくしては実現できません。

ところが、通販番組などでは「送料無料」という言葉がよく聞かれます。実際には送料は無料ではなく、メーカーや小売が負担しているか、価格に含まれているにもかかわらず、消費者にとっては非常におトクに感じる言葉です。この言葉が多用された結果、消費者が実際に商品を手にしても、その配送にコストがかかっていないような錯覚に陥り、結果として物流が提供している価値はあまり認識されることがありません。ECで注文する際にも本当にその品物が明日必要かどうかはあまり深く考えずに、デフォルトになっている翌日配送を選択してしまうこともあるのではないかと思います。宅配便が配達されたのに不在で再配達になってしまうケースも、「再配達はタダ」「どうせ明日も近くまで配達に来るのだからついでに配達してもらえばいい」といった考えを持つ人が多いからか、再配達比率は、最新の調査では全国平均で約11%、都市部では約13%にも上っています。このように物流という機能が消費者に提供する価値が小さく見積もられているように感じます。

宅配ではなく消費者が店舗で商品を買うとき

はどうでしょうか。ほとんどの消費者は、手に取った商品がどのような物流経路を通過して店頭へ運ばれたのか意識することはないでしょう。また、日本で販売される多くの商品は、メーカーから小売や卸に対し送料込みで販売され、全国一律の価格になっています。例えば、大阪で作られた商品は、北海道で買っても大阪で買っても値段は同じで、物流コストは値段に反映されないことが多いのです。これは消費者にとっては大きなメリットですが、一方で物流の提供する価値が見えなくなる一因にもなっていると思います。

消費者は常に高い品質の商品をより低価格で手に入れたいと考え、メーカーや小売はこの期待に応えるために頑張ってきました。しかしその際に物流は黒子になり、その価値やコストは次第に陰に隠れてしまったのです。

持続可能な社会へ 荷主と消費者のすべきこと

価値を提供する側のメーカーや小売がESG（環境、社会、統制）に配慮した経営をめざすなか、品質とコストだけではなく、持続可能な社会の実現に貢献するという価値を提供できる企業が消費者に選ばれる時代になりつつあります。したがって、物流をはじめ商品にかかわるあらゆるステークホルダーが法律を遵守した活動を行い、そこに働く労働者が健康的な環境でその労働に見合う対価を得られた結果として、その商品が提供されているのかを考えることはますます重要になります。

(1) 荷主への期待

そのために、メーカーや流通は持続可能な社会の実現に貢献するような価値と選択肢を消費者に提供することが必要だと考えます。それは必ずしも消費者にとって最も安価な選択肢ではないかもしれませんが、しかし、持続可能な社会

の実現にとって必要であれば、それを消費者に説明し、賛同を得ていくということが重要です。

ラストワンマイルの配達に関しては、航空運賃やホテルの宿泊費などで既に一般的になっている、需要によって価格が変動する「ダイナミックプライシング」を物流にも適用し、配達希望日時による変動運送費の導入を検討すべきだと思います（既に、あるECサイトでは注文のピークを平準化し、できるだけ毎日均等な数の荷物を運べるように、配達日を遅らせるとポイントがもらえるサービスを始めています）。

また、2023年の国土交通省の調査によれば^{*4}、宅配便が再配達となった理由として、「配達日時が指定できない商品だった」「配達に来ることを知らなかった」と答えた人が多くいました。配達前にアプリやメールで在宅日時を確認し、それでも再配達になった場合には有料化するなどの方策を検討する必要があると思います。

B to Bの物流については日本のさまざまな商慣習の見直しが求められます。最近少しずつ見直しが進んでいますが、加工食品には「3分の1ルール」と呼ばれる商慣習があります。これは、卸や小売は賞味期間の3分の1を過ぎた商品は受け取らないというもので、これを2分の1などに緩和することは、廃棄される商品を減らし、結果的に持続可能な物流につながります。

卸や小売へは発注の翌日配達が慣習となっていますが、これを翌々日にすることで輸送効率の改善につながります。トラックが倉庫に着いてから荷物の積み下ろしまでの待ち時間を減らしたり、荷物をパレット単位にして効率化を図ったりするなど、ドライバー拘束時間を短縮することも有効です。また、近年異常気象とともに増えている、大雨や大雪などに伴う高速道路の閉鎖などの交通規制時には、本当に必要な商品だけを優先して配送することで、物流に対する負荷を軽減することも考える必要があります。

*4 国土交通省「国土交通行政インターネットモニターアンケート『物流に対する消費者意識に関するアンケート』の調査結果について」（2023年4月）

(2)消費者に期待する考え方と行動の変化

2024年問題がきっかけとなって、さまざまな商品のサプライチェーンにおける物流の存在を消費者が意識するようになりつつあることは、大変よいことだと思います。そのうえで、消費者は商品を選ぶときに、品質、価格、手に入れるまでの時間に加え、その商品がどのようにして運ばれたのかということも重要な基準とし、メーカーや小売などから提示される選択肢のうち、持続可能な社会の実現に対して有効な商品を選ぶという姿勢を持つことが重要だと思います。

これは物流だけに限らず、今話題になっているフードロスの問題とも共通しています。店頭で売れ残った商品が廃棄されるという目に見えるロスだけではなく、サプライチェーンの至る所にさまざまなムリやムダがあり、そこでは必ず物流のロスも発生しています。

消費者一人一人が、商品が生産され(そのための原料が生産・配送され)、サプライチェーンを経て消費者の手元に届くまでの長い道のりに思いをめぐらせ、持続可能な社会の実現につながる選択肢を選ぶように、考え方や行動の変化が求められます。

例えば、ECで注文をするときに、デフォルトが「翌日配送」でも、確実に受け取れる配達日時を指定し、その時間は必ず在宅するか、宅配ボックスや置き配、コンビニでの受け取りなどを利用する。もし予定が変わったときには運送事業者などに連絡する。複数の商品はまとめて注文・配達依頼をする。いつも買っていた商品がスーパーの棚になれば、ほかのメーカーの商品を試してみる。食品を買うときは、棚の手前にある賞味期限の近い商品から買ったり、地産地消を心がけたり、廃棄ロスの削減や物流負荷の軽減に協力する。最近増えている大雨や大雪といった災害に備え、消費者も自宅で在庫を持つ。災害時には必要最小限の注文や購買にと

どめる。というように、目の前の商品だけではなく、サプライチェーン全体への想像力を働かせ、ちょっとした心がけを積み重ねていくことが大切です。

日本政府は2023年10月6日に「物流革新緊急パッケージ」を発表し、2024年問題の対策となる政策を後押しする具体的な取り組みを明らかにしました。そのパッケージにも「荷主・消費者の行動変容」の重要性が示されています。

具体的には、宅配の再配達率の半減をめざし、ポイント還元を通じて柔軟な荷物の受け取り方法や、ゆとりを持った配達日時の指定などを促すしくみに向けた実証事業を実施するとされています。この制度は、前述した一部のECサイトで行われている、配達日を遅らせることによってポイントを付与する制度と同じように、宅配荷物の置き配やコンビニでの受け取り、配達の日時指定などに対してポイントを付与するようしくみになると考えられます。

これは、2024年問題の根底にある、日本の物流の大部分を占めるB to Bの輸配送における課題や、長距離輸送における長時間労働といった課題の解決に直接的な効果をもたらすものではありませんが、荷物の配達とその背景にある物流に対する消費者の意識づけには一定の効果があると考えられます。また、このような施策を政府広報やメディアが広く伝えることも荷主や消費者の行動変容につながります。

2024年問題に象徴される物流の危機を救うためには、このような施策などを通じて、消費者の物流に対する考え方や行動が変化することが最も重要です。これに対応して荷主であるサプライチェーンの上流のメーカーや流通の考え方や行動が変化し、物流の改革に波及していきます。そして、こういった消費者の変化は、私たちが避けて通ることができない、持続可能な社会を実現することにも大きな貢献をする事になると思います。



老後の資金に備える

永沢 裕美子 Nagasawa Yumiko

フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会)世話人

金融審議会委員や国民生活センター ADR 特別委員を務めた後、現在、金融審議会専門委員、金融広報中央委員会・金融経済教育推進会議委員などを務める。(公社)日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会代表理事・副会長

雇用の流動化を進める動きが活発化し、終身雇用制が崩れるなか、退職一時金や確定給付型の企業年金などを老後の備えとして期待することが難しい時代を迎えています。それぞれの家計が自ら、退職後の長い期間に向けて、現役時代にしっかり資産形成をしていくことが強く求められるようになっており、政府も、家計の自助による資産形成を促すための非課税優遇制度を充実させつつあります。本稿では、令和5(2023)年度の税制改正で恒久化と大幅拡充が決まった新NISAや、2017年から加入できる人の対象が拡大されたiDeCo等を取り上げ、それぞれの制度の特徴と利用上の留意点を紹介します。

新NISA

一家計の資産形成(投資)を後押し—

NISA*は2014年に、「家計の安定的な資産形成の支援と経済成長に必要な成長資金の供給拡大の両立を図る」ことを政策目的として創設された制度です。NISAという愛称が広く国民に浸透していますが、正式名称は「少額投資非課税制度」です。金融商品から得られる利益には課税されるのが原則ですが、NISAを利用するための専用口座(NISA口座)を金融機関に開設して、一定の要件のもとで「少額」の範囲内で「投資」をする場合、その投資から得られる利益が「非課税」になるという優遇措置を受けることができる制度です。投資による資産形成を後押しするための優遇制度であることを理解しておきましょう。

NISAはもともと、株式や株式投資信託の配当及び譲渡利益に対する軽減税率の特例措置の廃止の緩和措置として導入されたという経緯もあり、時限制度としてスタートしましたが、制度がいつまで続くか分からないという状況では、長期投資に適しているといえません。そこで、当初から恒久的な制度とすることを望む声があり、金融庁も繰り返し恒久化を要望していたところ、2022年12月23日に閣議決定された「令和5年度税制改正大綱」において、急転直下、2024年1月から制度を恒久化し、抜本的に拡充することが決まりました。原動力となったのが岸田政権になって掲げられた「資産所得倍増プラン」です。

〈新NISAの概要〉

次ページの表1では、新NISAの概要を、現行NISAと比較しながらまとめてみました。制度の恒久化のほかに、次の3点が大きな変更点となります。

(1) NISA口座は1つへ

これまでのNISAには、一般NISAとつみたてNISA、ジュニアNISAの3種類があり、一般NISAとつみたてNISAは同時に利用することができませんでした。新NISAでは、NISA口座は1種類となり、これまでの一般NISAは「成長投資枠」、つみたてNISAは「つみたて投資枠」という扱いになり、投資上限額の範囲内で両方を同時期に利用できるようになります。

(2) 非課税投資期限の撤廃

現行制度では、例えば一般NISAを使って投資

* イギリスにおいて、1999年にイギリス国民の貯蓄率の改善を目的として導入されたISA(Individual Saving Account、個人貯蓄口座)をモデルとして制度設計されたことから、日本版ISA(NIPPON ISA)という意味でNISAと命名された

表1 現行のNISA制度から新NISA制度の変更内容

*筆者作成

■ 現行のNISA制度(2023年末まで)

	つみたてNISA口座	併用不可	一般NISA口座	ジュニアNISA口座
年間投資枠	40万円		120万円	80万円
非課税保有期間	20年間		5年間	5年間
非課税保有限度額	800万円		600万円	400万円
口座保有期限	最後の買付から20年間 (ただし2042年年末まで)		2023年年末まで	2024年以降3月31日時点で 18歳に到達する年の前年年末まで
投資対象商品	金融庁が定める要件を満たす長期の 積立・分散投資に適した株式投資信託		上場株式、ETF、REIT、株式投資信託	上場株式、ETF、REIT、株式投資信託
対象者	18歳以上の日本居住者		18歳以上の日本居住者	18歳未満の日本居住者
新NISAとの関係	2023年末までに投資した商品は、新NISA制度の外枠で、現行制度における非課税措置を適用 現行制度から新NISA制度へのロールオーバーは不可			

■ 新NISA制度(2024年1月以降)

	新NISA口座	
	つみたて投資枠	成長投資枠
年間投資枠	120万円	併用可 240万円
非課税保有期間	無期限化	
非課税保有限度額 (総枠)	1800万円(簿価残高方式で管理。 ただし、成長投資枠は1200万円)	
口座開設期間	恒久化	
投資対象商品	金融庁が定める要件を満たす長期の 積立・分散投資に適した株式投資信託	上場株式、ETF、REIT、株式投資信託(注)
対象者	18歳以上の日本居住者	

(注) 整理・監理銘柄、信託期間20年未満、高レバレッジ型および毎月分配型の投資信託等を除外

した場合、投資した年から5年目の年末までに、売却するか、一般の証券口座(課税口座)に移管するか、翌年のNISA口座にロールオーバーするかを決めなくてはなりません。新NISAでは非課税期限が撤廃されるため、NISA口座で保有する資産の状況(利益が出ているかどうか)と資金ニーズに基づいて、継続保有するか売却するかを決定できるようになります。

(3) 年間投資上限額や非課税保有限度額が大幅に拡大へ

2023年までのNISAでは、非課税で投資できる金額は、一般NISAが年間120万円、つみたてNISAが年間40万円までで、どちらかを選択するしくみでしたが、2024年以降は年間360万円、生涯投資上限額も1800万円と大幅に拡大されます。

Q. 現行の一般NISA、つみたてNISA、ジュニアNISAは2024年1月以降どうなるの？

A. 新規の買付はできなくなりますが、非課税保有期間が終了するまでは別枠で現行のNISA口座のまま保有することができるため、その間は配当等や譲渡益が非課税となります。

非課税保有期間が満了すると、現行のNISA口座で保有する商品は、課税口座(特定口座または一般口座)に払い出されます。

〈新NISAを利用する際の留意点〉

新NISAは、現行のNISAと比べて多くの金額を非課税で投資することが可能となるだけでなく、長期の資産形成に向けて柔軟に投資に取り組むことができる制度設計になっていますが、利用に当たっては、次の点に留意しておく必要があります。

●投資にはリスクがつきものであり、リスクの低減には長期・積立・分散投資が鉄則です。投資の初心者をつみたて投資枠から始めることをお勧めします。

●「非課税投資枠を使い切らなければ損」という考えは捨てましょう。自分の収入や資産状況を考え、無理のない範囲でコツコツ長く続けることが重要です。間違っても、お金を借りて投資をしてはいけません。奨学金などの借金を抱えている場合は、その返済を優先しましょう。

●新制度でも、保有できるNISA口座は一人1口座です。新制度では、1つの口座でつみたて投資枠と成長投資枠の併用が可能となりますが、株式投資は証券会社の口座でなければできません。NISA口座を開設する金融機関の変更は可能ですが、手続きの面倒さや、商品によっては

移管できない場合もあることから、長期的な視点で、NISA口座を使ってどう資産形成をするかを考え、金融機関を選ぶことをお勧めします。

- Q.** 既にNISA口座を開いています。新NISAを利用するのに手続きは必要ですか？
- A.** 口座を開いている金融機関において、2024年1月に新しいNISA口座が自動的に開設されるので、特段の手続きは不要です。
- Q.** この機会に金融機関を変更したいのですが、手続きはどうなりますか？
- A.** 現在NISAを利用している金融機関で「金融機関変更手続」を行い、その後で新たにNISAを利用したい金融機関で「口座開設手続」を行うこととなります。

2024年以降のNISAに関するQ&A(日本証券業協会)
<https://www.jsda.or.jp/shijyo/seido/tax/2024nisaqa.html>

iDeCo(イデコ)

—自分でつくる私的年金—

「自分で入る、自分で選ぶ、もうひとつの年金」というキャッチフレーズが付されているiDeCoの正式名称は「個人型確定拠出年金(Individual Defined Contribution pension plan)」です。

表2 iDeCoと新NISAの概要

*筆者作成

	iDeCo	NISA (2024年1月以降)
正式名称	個人型確定拠出年金制度	少額投資非課税制度
根拠法	確定拠出年金法	租税特別措置法
制度の概要	公的年金と組み合わせることで、より豊かな老後生活を送るための一助	成長資金の供給拡大を促しつつ、家計の安定的な資産形成を推進
所管官庁	厚生労働省	金融庁
制度期限	なし(恒久的制度)	なし(恒久的制度)
利用可能者	日本国内居住の20歳以上65歳未満の国民年金納付者	18歳以上の日本国内居住者
運用対象商品	投資信託、保険商品、銀行預金等(いずれもiDeCo専用)	●つみたて投資枠 長期の積立投資に適した一定の投資信託 ●成長投資枠 上場株式・ETF・株式投資信託等(注1)
拠出限度額(年間)	14.4万円(第2号被保険者)～81.6万円(第1号被保険者)	●つみたて投資枠 120万円 ●成長投資枠 240万円 *両枠を利用可能
非課税保有額限度額	なし	1,800万円(成長投資枠は1,200万円まで)
買付方法	定時・定額の積立	●つみたて投資枠 定時・定額の積立 ●成長投資枠 指定なし
払出制限	原則60歳までは現金引出しは不可	引出し可能
開設・移管時手数料	2,829円(加入・移管時1回のみ)	なし
継続的手数料(年換算)	2,052円～7,058円(注2)	なし
給付時手数料	440円(受取時1回につき)	—
税の優遇	運用益非課税、毎年の所得税や住民税が軽減。受取時に支払う税金を軽減	運用益非課税

(注1) 整理・監理銘柄の株式、ETF・投資信託は信託期間20年未満、高レバレッジ型及び毎月分配型を除外

(注2) 内訳は、事務手数料(国民年金基金連合会)1,260円、資産管理手数料(信託銀行)792円、運営管理サービス手数料(運営管理機関)0円～5,016円

※iDeCoもNISAも投資信託商品で運用する場合、ファンドが徴収する購入時手数料、信託報酬、売却時手数料等が別途必要。金融機関によりNISAで上場株式・ETFを購入売却する場合は、その際の手数料がかかる場合がある

2001年に施行された確定拠出年金法に基づいてスタートした私的年金の一種で、2016年に公募によりiDeCoという愛称が決まりました。

iDeCoは、現役時代に加入者が掛金の金額を指定して納め、その資金を加入者の「指示」で運用し、その結果の総金額が老後の受給額として支払われるというしくみです。少子高齢化が進む日本では、公的年金だけで豊かな老後生活を送るのが難しいことから、もともと厚生年金制度がない個人事業主やフリーランスで働く人、農業・漁業従事者等の第1号被保険者のために創られましたが、2017年1月からは、専業主婦(第3号被保険者)や公務員や会社員(第2号被保険者)も加入することができるようになりました。もっとも、拠出できる金額の上限は第1号被保険者と比べると少なくなります。

〈iDeCoの特徴〉

iDeCoとNISAは、家計の資産形成を支援するという制度のねらいや、運用成果が非課税となり再投資される点など、共通点が多い制度ですが、2つの制度を比較整理してみたのが表2です。

iDeCoの最大の特長は、税制上の優遇措置がNISAにも増して厚い点です。①運用益が非課税になるだけでなく、②掛金が所得控除の対象となり所得税や住民税が軽減されます。加えて、③受取時に一時金で受け取れば、退職金扱いの税制優遇が適用され、年金で受け取る場合も公的年金との合算額に対して公的年金等控除が適用されます。

②と③はNISAにはないメリットです。

一方、iDeCoは、60歳になるまでは積み立てた資金を引き出すことができません。また、NISAでは口座管理料を支払うことはありませんが、iDeCoは、掛金拠出時に、国民年金基金連合会に月額105円の事務手数料を支払わなくてはならないほか、拠出をせず運用を行うだけの場合でも月々66円の資産管理手数料が資産から控除されます。このほか、iDeCoを利用する際の直接の窓口となる金融機関(運営管理機関)に口座管理料を支払うことになります。もっとも、最近では、口座管理料を無料にする金融機関が増えていますし、こうした費用よりも税制優遇のメリットのほうがはるかに大きいといえます。

〈iDeCo利用上の留意点〉

iDeCoは、自分で投資対象を選ぶ年金であり、将来の受取額があらかじめ確定しているわけではありません。加入者は、金融機関が提供するiDeCo専用商品(投資信託のほかに元本確保型商品[定期預金や保険商品])の中から、1つ以上を選択することになります。iDeCoは自分で管理する年金ですから、口座でどのような運用成績になっているかなどを定期的にチェックすることが必要です。

金融機関によって、提供されるiDeCo専用商品やコスト(口座管理手数料や商品の中で徴収されている諸費用等)にかなりの違いがあります。金融機関を途中で変更することは可能ですが、移管費用がかかるうえ、いったん現金化しなくてはならない、移管後数カ月間は運用をすることができないなどの不利益があることから、最初の金融機関選びは重要です。

iDeCo公式サイト <https://www.ideco-koushiki.jp>

その他の支援制度

〈国民年金基金〉

自営業者等の第1号被保険者のために、国民年金の上乗せ部分を支給する目的で、1991年


に国民年金法を改正して設けられた私的年金の一種です。iDeCoとの共通点は多く、年間の掛金上限額はiDeCoと同じ81万6000円で、この上限額の範囲でiDeCoと併用して加入することができます。違いは、iDeCoが有期年金であり、加入者が選択した商品の運用成績によって受取額が変動する確定拠出型であるのに対し、国民年金基金は、65歳以降死亡時まで受け取ることができる終身保険であり、加入時の予定利率(現在は年率1.5%)で将来の受取額が決定される確定給付型です。このため、65歳からの受取額の変動リスクがない反面、受取額が増える可能性がなく、インフレ時に実質的価値が減少するというリスクがあるという点で、iDeCoとは対照的といえます。

〈小規模事業共済〉

中小企業経営者(法人役員・個人事業主・フリーランス等)が、節税しながら効率よく引退後の生活資金を積み立てることができるよう設けられている共済制度です。国の関係機関である独立行政法人中小企業基盤整備機構が運営しています。掛金(月額上限7万円)が全額所得控除になるうえ、退職金(共済金)を一括して受け取る場合は退職所得扱い、分割して受け取る場合は雑所得扱いとなります。また、掛金総額の範囲内で、年利1.5%で事業資金の借入れができる点も特長です。先に紹介したiDeCoや国民年金基金との併用も可能です。

最後に

長寿化により老後が長くなっています。老後の生活資金の確保のためには、まずは国民年金の掛金を確実に支払い、そのうえで、ここで紹介したような税優遇制度を利用して国民年金に上乗せする部分を作っていくことが必要です。経済環境が変わってきており、物価上昇を想定した資産形成を考えるべき時代を迎えています。NISAやiDeCoを効果的に利用して長期スタンスで投資を行い、インフレに負けない資産形成をめざしたいものです。



省エネ住宅でも 快適に住まう工夫

創エネルギーの工夫

竹内 昌義 Takeuchi Masayoshi

東北芸術工科大学デザイン工学部 建築・環境デザイン学科教授、建築家
(株)みかんぐみ共同代表、(株)エネルギーまちづくり社代表取締役、(一社)パッシブハウスジャパン理事。国土交通省「脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会」委員

今回の記事では家庭で使うエネルギーをつくる「創エネルギーの工夫」について詳しく触れたいと思います。

再生可能エネルギー

まずは、その使用によってCO₂を排出しない再生可能エネルギーについて紹介します。現在、実用化されている再生可能エネルギーは大きく分けて、次の4つです。

- ①**太陽光発電、太陽熱温水利用**…太陽光のエネルギーから直接電気を起こす太陽光発電と、太陽熱を利用して給湯する太陽熱温水利用の2種類がある。太陽熱温水利用はエネルギー効率もよい技術である。
- ②**風力発電**…日本ではまだ、本格化していないが、将来最も可能性がある発電。特に洋上風力が期待される。大型化により発電量も増える傾向にある。故障などのエラー(トラブル)を考えると、1カ所の発電所の風車はできるだけ多く設置する必要がある。規模が大きいので、一般家庭での発電向きではない。
- ③**水力発電**…日本の発電量の7.5%(2021年度)を占める発電。中央部に大きな山脈のある日本での特徴ある発電である。高低差を利用して、原子力発電の夜間電力を利用する揚水発電所(夜間の余剰電力でダムの下に放流した水をポンプで引き上げ、昼間に再度落下させて発電する

しくみ)などが作られていた。これら水力発電は、ほかの再生可能エネルギーの変動性を調整するために、利用することもできる。

- ④**バイオマス利用**…生物由来のエネルギー。いわゆる薪^{まき}、チップ、木質ペレット(木材の砕いた粉末などを水蒸気で固めたもの)などの木材由来のものと、家畜の糞尿^{ふん}や家庭用ゴミなどからメタンガスを発酵させるものがある。比率として多いのは薪などの木材由来のものである。木材は燃焼時にはCO₂が発生するが、光合成により成長過程で固定化したCO₂と同等と判断され、再生可能エネルギーと認められている。

これらのうち住宅での利用が考えられるものは、太陽光発電、太陽熱温水利用、バイオマス利用です。

さて、再生可能エネルギーをめぐる話をするときに、大事な視点があることを最初に述べたいと思います。誰が進め、誰が利益を受けるのかという視点です。分散型エネルギーとして広まっていくなかで、大事なのは地域に根差したエネルギーであるべきということです。例えば、港湾に作られた、海外の木材を原料にしたバイオマス発電所だったり、巨大資本による太陽光発電のメガソーラーなどは、電気の固定価格買取制度などによって急速に広がりました。しかし、前者はその地域の木材ではないものを使っている点で、地域の経済とは切り離されたもの

です。また、後者のメガソーラーは、その収益を地域の住民ではなく、資本を提供した地域以外の誰かが手にします。再生可能エネルギーの拡大という点では意味があるかもしれませんが、地域のためになっているか不透明ですし、工事の不備などで土砂崩れが起こるなど、災害化している事実もあります。

再生可能エネルギーは、地域にとって、また、その最小単位である家庭にとって役立つものである必要があります。

太陽光発電

太陽光発電のパネルは、1kW用のパネルの面積は約6～10㎡で、1年間に1,000～1,200 kWhの電気を作ることができます。十分に断熱された住宅の年間電気使用量は5,000kWh程度ですので、5kW程度のパネルがあれば、ほぼ電力を賄えることになります。

問題はその価格でしたが、現在、1kW当たり25.5万円程度となっており、5kWでは127.5万円となっています。固定価格買取制度の金額は16円で、以前より安くはなっていますが、通常どおり発電すれば、その発電量で、10年程で元が取れる価格となっています。また、現在は太陽光発電で発電するほうが一般の電気代よりも安くなっていますので、売電しないだけで済むだけ自家消費として使ったほうがお得になります。

住宅で電気使用量が多いのは、主に朝出かける前と帰宅後ですが、タイマーなどをセットして太陽光発電の電気ですべて家事ができるようになることをめざしましょう。さらにヒートポンプ式の電気給湯器を使ってお湯を沸かせば、自家消費率をより上げることができます。太陽光パネルの寿命は30年前後といわれています。設備投資の初期費用の元が取れた後は、太陽光が作る電気ですべて暮らせるので、とてもお得な設備です。

また、夏季は太陽光発電とエアコンなどを使用するピークが一致しますので、その時間帯の

電気を買う必要がなくなり非常に有益です。以前は夏の午後2時あたりが電力需要のピークでもありましたが、現在は太陽光発電の普及によって、冬の夕方から夜に移っています。

太陽熱温水利用

太陽熱温水器は非常にエネルギー変換効率の高い(40～60%といわれる)設備です。これを利用しない手はありません。また、太陽光パネルよりも設定面積が少なくて済みます。一時期、強引な営業で評判を落とした太陽熱温水器ですが、住宅で使う電気に占める給湯エネルギーが多いことを考えると、もっと利用したほうがよい設備でもあります。

バイオマス利用

煙の問題などがありますが、薪ストーブやペレットストーブの利用も積極的に検討したいものです。冬季には、太陽光発電が起こす電気だけでは、家庭で使うエネルギーを賄えません。その補助的な役割をするのが、薪ストーブなどの暖房器具です。

ZEHとは何か

経済産業省資源エネルギー庁のウェブサイトにあります。ZEH(ネット・ゼロ・エネルギーハウスの略/ゼッチと読む)とは、

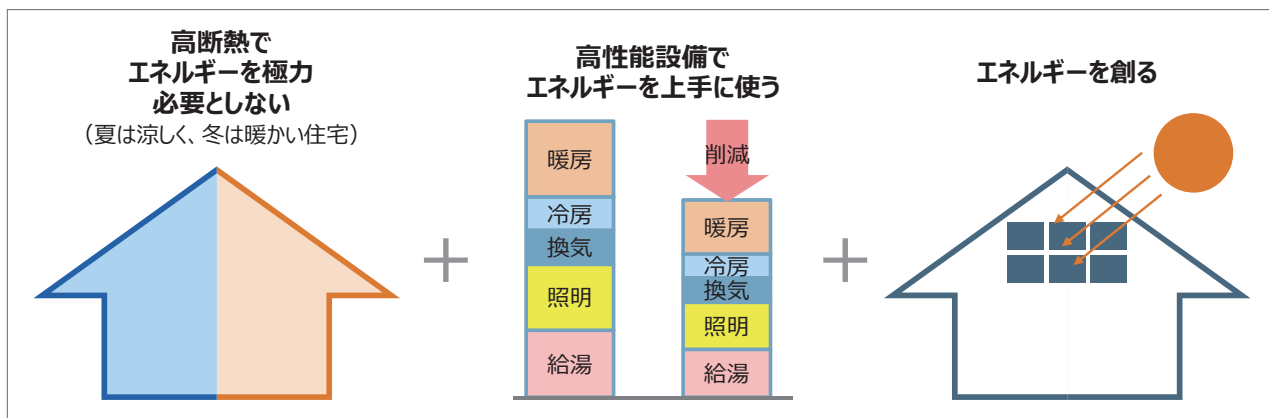
ZEH = 高断熱高気密 + 高効率な家電 + 創エネルギー

でトータルの電気量がゼロになる家のこと(図1)。

このような家が普及すれば、住宅での電気はおのの作られるので、送電線などのキャパシティはそれだけでも余裕ができます。

なお、エネルギー基本計画等において、2030年度以降新築される住宅は、ZEH水準の省エネ性能が確保されることをめざすとされ、今後、省エネ基準の段階的な水準の引き上げが予定されています。

図1 ZEHとは



出典：資源エネルギー庁省エネポータルサイト「ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)に関する情報公開について」
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saving/general/housing/index03.html より抜粋

そのほかの省エネの工夫

あまみず 雨水利用

直接のエネルギー利用ではありませんが、節水という点で雨水利用も忘れてはなりません。雨水利用は住宅に雨水槽を設置し、雨水を貯めておいて利用するという方法などがあります。2014年に「雨水の利用の推進に関する法律」が施行され、貴重な水資源として雨水の有効活用が進められており、助成金制度を設けている自治体もあります* (図2)。

ほかにも、風呂の残り湯の再利用などを衛生面に気をつけながら進めることにより、水道の利用量を減らし、社会全体のコスト減につながることもできます。

コンポスト

生ゴミの減量につながるコンポストを利用して微生物の力を借りて生ゴミをたい肥に変え、田畑やプランターで使うという方法もあります。日本ではゴミを焼却するのが一般的ですが、焼却はさまざまな無駄を含んでいます。ゴミになるものを作らない努力も同様に重要です。その努力が社会全体のエネルギーの削減につながるのです。

さらに視野を広げてみると、便利さの陰で必

図2 雨水利用のイメージ



出典：国土交通省「雨水利用事例集について」
https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/mizukokudo_mizsei_tk1_000056.html より抜粋

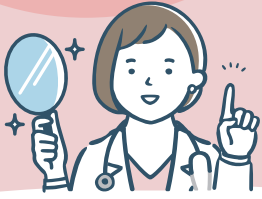
要以上に生活に入り込んだプラスチック、生産・流通過程で発生する農作物の廃棄の問題などは、直接的なエネルギーの無駄使いであると考えられていませんが、これらを適切に減らしていくことは環境の問題や私たちの行動を考えるうえで非常に重要な課題であるということを付け加えさせてください。

さて、今回はここまで書いてきた省エネルギーや創エネルギーなどを総括して「日本の住まいのこれから」をテーマにみていきます。

* 国土交通省「雨水・再生水に関する主な助成制度等」
<https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/mizsei/content/001516371.pdf>

美容医療の 基礎知識

美容医療の現状といわゆる エステサロンと美容医療の違い



青木 律 Aoki Ritsu 医師 公益社団法人日本美容医療協会 理事長

美容医療とは？

皆さんは医療というと病気やケガを治すことだと思っておられるのではないのでしょうか。もちろん病気を治療することは医療の中核部分ではありますが、現在では医学が進歩して病気を予防したり、健康寿命を延ばしたりすることも医療の大きな役割です。健康診断や人間ドック、いろいろな病気に備えたワクチン接種、禁煙補助薬や発毛促進薬など。このように医学の力をもって私たちの健康や美を増進することも医療の大切な分野なのです。

美容医療とは私たちの生活の質(Quality of Life)を向上させるために医学の知識と技術を利用して、私たちの姿かたちを美しくする医療分野のことです。

見た目を変えることに意味はある？

医学というのはヒトの生命を守るためにあるのであって、見た目をよくすることに注力するのは不適切である、と考える人もいるかもしれませんが。しかし、外観はパートナーの選択や種の存続にとってとても大切な情報であり、見た目を改善したいと努力するのはヒト以外の生物にもみられる普遍的な行動なのです。

例えば、私たちはトマトを買う時、赤くて丸々としたトマトを好み、青くてゴツゴツしたトマトを敬遠すると思います。トマトが赤いということは光合成を十分に行って糖度が高い(糖というエネルギー源がある)ということ、また太陽の光を浴びつつ紫外線による酸化を防ぐ

ためにビタミンCやリコピンという抗酸化物質(抗老化物質)をたくさん作っているということです。ですから青いトマトより赤いトマトを選ぶのです。私たちは自分の身体に必要な成分を摂取するために必要な情報を、モノの「外観」から得ていることとなります。

このようなことはヒトの外観にも当てはまります。一般的に病的な皮膚、例えば湿疹やニキビがある皮膚は美しいとは認識されません。しかしこれを治療して健康的な皮膚になれば、病気を治すこと=きれいになること、になります。すなわち健康な外観を持っているヒトは見た目もきれいということですし、きれいな外観は病気がなくて健康であると認識されやすいということです。内臓の病気がある人は皮膚も不健康になりますし、長期間紫外線に暴露した皮膚からは皮膚がんができることもあります。その前にシミができてその皮膚が光老化していることを示します。

外観を美しくするということは病気を隠すことを意味するのではなく、健康に留意して積極的に努力していることを意味します。ですので外観を改善することによって積極的に社会で活躍できるようになる人もいますし、人生を切り拓いて困難や苦境から脱することができる人もいます。このように外観の改善は、ヒトがより充実して幸せな人生を歩むためにも必要なことなのです。美容医療はそのような希望を叶えるためのお手伝いをすることができます。

美容医療で扱う領域

最も早く私たちの外観を医学的に治療するようになったのは、形成外科の領域です。形成外科というのは病的な外観を外科的な手段によって改善する診療科のことで、生まれつきの変形や、ケガや手術で失った組織を再建するのが形成外科の仕事です。しかし病的な外観と正常な外観との境目ははっきりしないことも多く、形成外科の技術を用いて正常な外観をより美しくすることもできます。これが美容外科です。美容外科は形成外科から誕生した一分野でありませんが、今では独立した1つの診療科として正式に認められたひょうぼう標榜科です。

よく誤解されがちな言葉として整形外科とか美容整形という言葉があります。整形外科とは骨や筋肉などの運動器を治療する診療科で美容とはまったく関係ありません。美容外科がアメリカで誕生し、これをわが国で初期に始められた医師の中に美容整形外科という言葉を使用したことがいまだに残っているのですが、これは正しくはありません。正式には美容外科と呼びます。ただ漢字の意味として整形が形を整えると書き、まさに美容外科あるいは形成外科の診療内容を表しているので混乱しやすいとは思いますが、当協会では機会あるごとにマスコミに美容整形という言葉の使用中止を申し入れておりますが、いまだ改善されておられません。

また昨今では手術だけでなくレーザーなどの機器や薬剤を用いて美しくなることが可能になったために、美容医療は手術をメインとする美容外科だけでなく、美容皮膚科や美容内科の分野も誕生し発展しています。これらすべてを含めて美容医療と呼びます。

美容医療の現状と問題点

美容医療は、現在ではある程度社会的に認知され承認されてきていると思いますが、一方で

悪徳な施設や稀に医療事故があるので不安に思われる人も多いと思います。その原因の1つは、美容医療は基本的に健康保険の適応がない自由診療であることです。通常の医療は健康保険の枠組みの中で行われますので医療費は全国統一ですし、使われる薬剤や医療行為も厚生労働省の承認があり、その治療方法はすべて学会でのコンセンサスが得られたものばかりです。一方自由診療の分野では、国内で未承認の治療法や機器を、医師の裁量の範囲で使用することができますし価格も自由です。よく最先端の治療とか最新のレーザーなどという文言を目にしますが、最先端の医療であっても未承認の場合、安全性や有効性が確認されたものではないということにご注意ください。

また消費者(患者)としては価格が少しでも安い所がよいでしょうが、価格が相場より安いということは何か理由があるはずです。例えばボツリヌス菌毒素製剤(商品名ボトックス)やヒアルロン酸製剤にはわが国の承認を得ている正式な製剤があります。一方、海外で生産された類似の薬品を医師が個人輸入して使用していることがあります。これらをジェネリック薬剤と称している所もあるようですが、これは大きな誤りです。ジェネリック薬剤というのは特許が切れた薬剤と同一の有効成分が使われていますが、並行輸入のボツリヌス菌毒素製剤やヒアルロン酸製剤は承認品と同一成分ではありません。

また、レーザーや光治療器などでも国内承認品とそうでないものがあります。国内で正式に承認された美容機器や医薬品の数はまだ多くはなく、すべての美容医療を承認品だけで行うことはできません。しかし国内で承認されたものが存在する治療法の場合は、ぜひ承認されたものを選択してください。現在、国内未承認医薬品等を用いた治療法をウェブサイトに記載する際には、当該治療法が未承認である旨を記載することが義務づけられています。その際、同等の

国内承認品があれば、それについても記載することになっていきますので、ぜひその部分をチェックしてみてください。

原因の2つ目は、現在、日本の大学でどこにも正規の美容外科学講座が開設されていないということです。ですから美容医療を志す医師がきちんとした美容医療の教育を受けていない場合があるのです。そのため当協会では、美容医療を受けたい人に対して、医療機関を選ぶ際には口コミや治療費で選ぶのではなく、担当医がどのようなトレーニングを受けてきたのかに注意していただくようにしています。具体的には、基本診療科である形成外科や皮膚科で基本的なトレーニングを積んだ後に美容医療の経験を重ねた医師のいる施設をお勧めしています。

美容医療とエステサロンの違い

見た目をきれいにする施設としては美容医療クリニックのほかに、いわゆるエステサロンがあります。エステサロンは医療機関ではありませんので、そこに医師はいません。医療行為はできませんので、医薬品を使用した治療や医療機器を使用することはありません。具体的にはケミカルピーリングや脱毛(レーザー以外のいかなる方法であれ毛根を破壊すること)は医療行為に該当しますので、医療機関以外で行うことができません。これは厚生労働省からの通知で明言されています。しかし世間には脱毛サロンと称して脱毛を行っているエステサロンがあります。これは医療脱毛とはまったくの別物で、ムダ毛の一時的な処理を行っているに過ぎません(もし医療行為と同じ、いわゆる永久脱毛を行っているエステサロンがあるとすれば違法です)。また近年、ハイフ(HIFU)という美容機器を使用しているエステサロンがあるようです。ハイフに関してはまだ厚生労働省から医療機器であるのか否かについての正式な判断が下されていませんが(2023年10月末時点)、エステ

ロンにおけるハイフによる事故が多数報告されており、消費者庁からも注意喚起がなされています。当協会では医療機関以外でハイフの施術を受けることは推奨していません。

一方、美容医療機関の治療行為は科学的に効果がある方法ですが、医師の知識と経験、技術をもって行わないと副作用や健康被害のリスクがある行為です。また治療の中には痛みや術後一定期間腫れたり赤くなったりして人前に出づらくなる期間(ダウンタイムと呼ぶ)があるものもあります。それに比べるとエステサロンでの施術は痛みや副作用が少なく、マイルドな施術ができます。ですのでこれらの施設の特徴の違いをよく念頭において、どちらを選択するか決めましょう。

少しでも安全、安心な美容医療を受けるために

医療機関を選ぶときにインターネットを利用することが多いと思いますが、インターネット上の口コミ情報、特に口コミサイト上での情報は意図的な書き込みも多いのでのみにすることは危険です。実際に診察を受けて医師から説明を受け、治療のリスクやダウンタイムについてしっかり理解したうえで治療を受けてください。また費用についても、ウェブサイトなどで公表されている値段と相違ないか確認してください。治療の決断にはある程度の時間をかけ、初診の当日中に施術や契約を強要するような施設では、はっきりと断る勇気を持つことも大切です。医師以外のカウンセラーと称する人間が診察をして治療法を決定するような医療機関は要注意です。

このようなことを書くと美容医療をお受けになるのが怖くなってしまいかもかもしれません。

今後この連載では、さまざまな美容医療について、その道の専門家が解説を行っていきますので、美容医療を受ける際の参考にしてください。



イギリス

加工食品の推奨される1食分は適量か？

- Which?ウェブサイト <https://www.which.co.uk/news/article/portion-problems-why-size-matters-a2NAX7u2G7je>
- FSA(イギリス食品基準局)ウェブサイト <https://www.food.gov.uk/safety-hygiene/check-the-label>

イギリスでは、包装された加工食品には成分表示の義務があることに加え、脂肪、飽和脂肪、糖類、食塩の1食当たりの量が、1日の上限に対して高割合は赤、中程度は黄、少量は緑として交通信号の色で表示されることが多い。しかし、1食の量に一律の規定はなく、Which?は効果があるか疑問だという。

Which?が2023年5月に調べたところ、約8割の人がスーパーで売られているサンドイッチに飲み物とスナックの付いたセットを1食分だと答えたが、実際の分量は2食分だった。ばら売りやマルチパックなどの売り方次第で、同じチョコバーの1食分で20～33.5gもの差があり、1袋300gのパスタもメーカーによって2人用と3人用の表記がある。

一方、外食で目にする食事のサイズが消費者の1食分量の感覚に影響しているとWhich?は指摘。世界

的チェーン店のピザは、スーパーでは2食分で250gと458gの2サイズで販売されているが、同じピザをチェーン店のレストランで注文すると1人前343gである。Which?が参加者を募り、自宅で普段1回に飲むワインやジュースの量を報告してもらったところ、ワインは全員が表示分量の125mlを超えた。オレンジジュースは表示の150mlの3倍近い400mlを注いだ人もいたが、成人の1日摂取量の上限を超える砂糖35gが含まれる。

Which?は「赤・黄・緑」の表示の色を一瞥^{いちべつ}しただけで健康的な食品だと即断するケースが多いと予想し、誤認しやすい表示の改善をスーパーやメーカーに求めている。消費者に対しては、分量表示を確実に読み、実際に量って実感することや、食器を小ぶりなものに変えることなどを助言している。



オーストラリア

異常気象と住宅保険

- CHOICE(オーストラリア消費者委員会)ウェブサイト <https://www.choice.com.au/insurancereport>
- ASIC(オーストラリア証券投資委員会)ウェブサイト <https://asic.gov.au/about-asic/news-centre/find-a-media-release/2023-releases/23-221mr-asic-review-finds-insurers-can-and-should-improve-claims-handling#page=3&type=media%20releases>

大規模自然災害の際に、住居や家財の損害を補償し生活再建の支えとなるのが住宅保険だ。このほどCHOICE、気候や金融に関連する消費者団体などが共同で住宅保険契約者に対する全国調査を実施した。

それによると、過去5年間に回答者の4割が洪水・山火事などの大規模自然災害に被災、また、9割近くが「保険料が値上がりした」と回答。そのため多くの契約者が補償範囲を減らしたり、保険の更新を諦めたりしたという。また、複雑な契約条件を正確に把握しておらず、被災後に請求しても期待どおりの補償がない、被災建物の評価額は下がり売却もできず来年の保険料を払えないなど、金銭的・精神的にダメージを受けているという。さらに、災害が発生しやすい地域は低所得層の住人が多く、十分な補償内容の保険に加入できない、災害時の危険情報が断

片的で不正確といった問題点も明らかになった。

政府の企業規制当局であるASICも、保険大手6社の保険金請求処理についての調査・評価を公表した。対象は東部大洪水の時期を含む2022年1～3月の保険金請求及び6カ月間の請求処理の追跡調査で、処理件数は22万件近くに上り、うち43%は大規模自然災害の被災者からの請求という。損害査定や保険金額確定等の事務が公正に遅滞なく実施されたか調査した結果、ASICは保険業界に対し、有能な人員を十分に配置して丁寧に対応するよう改善を求めた。

CHOICE等は、比較検討しやすく適切な価格で安心できる保険商品の提供を保険業界に求めている。また政府には、正確で適時の災害リスク情報提供や、危険地域からの住民移転、低所得者対象の住宅保険補助金などの施策も提言している。

学校内の「危ない!」を探して共有しよう

—小学5年生対象の安全授業—

仙頭 真希子 Sento Makiko 子ども安全ネットかがわ 代表・弁護士

弁護士として、事故や犯罪被害にあった当事者と接してきた経験から、子どもの事故や犯罪被害を未然に防ぐことの重要性を痛感。事故予防活動に力を入れている。2児の母

子どもを事故から守るために

子ども安全ネットかがわは、「子どもたちが安全で安心して暮らせる社会」をめざして、子どもの安全にかかわる専門家を中心に2018年9月に設立された任意団体です。設立のきっかけとなったのは、2017年4月、香川県内の保育施設で3歳の女兒が園庭の遊具に首を挟まれて死亡するという痛ましい事故が起きたことです。

当時、保育園児2児の母親であった筆者は、このことに大きな衝撃を受け、二度とこのような事故を起こしてはいけないと思いました。しかし、社会には再発防止に向けた具体的な取り組みをするためのしくみがありませんでした。

そこで、子育て当事者として、弁護士として、子どもを事故や犯罪被害から守るためのしくみを作りたいと考え、当団体を設立しました。

当団体では、①よりそう(保護者からの相談対応)②つたえる(安全授業や教員等への研修)③しる・かんがえる(シンポジウムや啓発)を3つの柱として活動してきました。本稿では、香川県善通寺市内の小学5年生を対象に行っている安全授業について紹介します。

「学校の安全」を学び考える

安全授業は、善通寺市教育委員会から委託を受けて、2020年度からスタートしました。市内には8校の小学校があり、毎年2校ずつ授業を行っています。2022年度は、市立東部小学校(5年生53名)と同南部小学校(5年生22名)で実施しました。講師はNPO法人Safe Kids

Japan 理事の大野美喜子さんです。

授業は3時限で構成されます。内容は、①「傷害は予防できる」ということを知る ②学校内の危険箇所を見つけ、けがを予防するための具体的なアイデアを資料にまとめる ③まとめた資料を発表する、の構成です。

傷害は予防できるという基本的な考えを身に付け、予防のための適切な行動を取ることができ、大人を増やすためには、大人になってからの啓発より、子ども時代に学校の授業で学ぶほうが効果的と考え、本授業を企画しました。

1時限目の授業では最初に、児童たちに「日本の学校(保育園および幼小中高など)では、1年間に病院に行くほど重いけががどのくらい起きているのでしょうか?」というクイズを出します。答えは、100万件(10秒に1件)です。児童からは驚きの声が上がります。このように、病院に行くほどのけがが、全国で今この瞬間も起こり続けていることを知り、「予防できるけが」を防ぐ必要があることを児童たちに認識してもらいます。

そして、A「変えたいもの(=子どものけが)」B「変えられないもの(=年齢、天気など)」C「変えられるもの(=床の固さや遊具のルールなど)」に分けて、変えられるものを見つけていくABC理論とWHO(世界保健機関)による傷害予防の3E(教え合う[Education]、危ないところを直す[Environmental Modification]、ルールを決める[Enforcement])を学びます(図1)。

2時限目は、児童自身が学校内をめぐり、危ない箇所を見つけて、写真を撮ります(写真1)。

図1 傷害予防の3Eを分かりやすく解説



作成者：大野美喜子

写真1 学校内の危ない箇所を撮影する児童



写真2 発表のようす



図2 子どもらしいアイデアも



図3 資料「事故とヒヤリハットの危険地図」



企画・制作：子ども安全ネットかがわ、NPO法人 Safe Kids Japan

そして、それをワークシートに貼り、どのように危ないか、どのように変えれば危なくなくなるかアイデアをまとめます。

予防のためのアイデアは、今の技術でできるものに限りません。「溺れないように息ができる水を開発する」とか「マンホール上の砂が消える」など、常識では不可能だと思われるようなアイデアもどんどん出してもらっています(図2)。

3時限目は、児童たちが見つけた学校内の危険箇所と予防策を発表します。ほかの児童は発表を聞いて気づいたことを伝えたり、質問したりし、講師からもコメントします(写真2)。

児童からは、「毎日たくさんの事故が起こっ

ているのを知った」「3つのEが大切だということを知った」「学校内に危険箇所がたくさんあることに驚いた」「友達アイデアを聞いてなるほどと思った」「危ない場所を見つけたら先生や家族に伝えようと思った」などの感想が寄せられました。

安全授業マニュアルの作成も

児童が見つけた危険箇所と予防のためのアイデアをイラストでまとめた資料は、後日、全校児童に配布されました(図3)。

今後は、授業用のパワーポイント資料を学校に配布して、各学校で継続して取り組んでもらうことが目標です。

気になる この用語

第61回

内山 理恵 Uchiyama Rie 日本化粧品工業会PL相談室室長、消費生活アドバイザー
日本化粧品工業会 (Japan Cosmetic Industry Association) は、化粧品などの製造業者、製造販売業者の約1,400社が加盟している団体。化粧品産業の健全な発展のため活動している

化粧品の表示

はじめに

皆さんが考える「化粧品」は、どのようなものでしょうか。化粧品といわれて、私たち一人一人が想像する製品はさまざまです。「メイクをしないから化粧品は使わない」という人もいるでしょうし、「顔は石けんで洗うから、化粧品は使っていない」という人もいるでしょう。

しかし、化粧品を規制する「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下、薬機法)では、化粧品を「人の身体を清潔にし、美化し、魅力を増し、容貌^{ぼう}を変え、又は皮膚若しくは毛髪を健やかに保つために、身体に塗擦、散布その他これらに類似する方法で使用されることが目的とされている物で、人体に対する作用が緩和なものをいう」と定義しています。ファンデーションやアイシャドウ、化粧水や美容クリームだけでなく、石けんやシャンプーなども薬機法上は化粧品に分類されます。つまり、化粧品は、メイクアップや特別なスキンケアをする人だけのものではなく、老若男女問わず多くの人が、ほぼ毎日、肌や髪の毛に直接つけたり塗ったりして使用する、日常に密着した製品です。

化粧品の表示に関する法律と公正競争規約

化粧品の外箱、容器に記載される内容は、その化粧品がどんなものであるかを知る貴重な情報源です。記載されている項目は、薬機法や化粧品の表示に関する公正競争規約で定められて

これから4回にわたって、薬機法などを参考にしながら、化粧品に関する用語を解説していきます。この連載が終わったときに、化粧品に対する皆さんの理解が深まれば幸いです。

います。日本国内で製造された製品だけでなく、海外から輸入された製品も、日本国内で流通させるためには、日本語で表示しなければなりません。外国語の上から日本語のシールが貼ってあったりするのはこのためです。

普段、何げなく見ている表示について、一つ一つ確認してみましょう。

製品に記載される項目

(1) 製造販売業者の氏名又は名称及び住所

化粧品は、「製造販売業者」(事業者)が安全性を確認し、品質を管理しています。製造販売業者の要件は薬機法で定められており、製造販売業者になるためには、国の許可を取らなければなりません。

私たちはこの表示を確認することにより、誰(どの事業者)が、製品に責任を持って市場に出し、販売後の製品を管理をしているかを知ることができます。

(2) 「製造販売届書」で届け出た製品の名称

化粧品の外箱や容器にはキャッチコピーなどのたくさんのワードが記載されていて、どれが製品名か分からなかったという経験はありませんか。「販売名」は薬機法に基づく承認を受けた名称又は届け出た名称です。例えば、事業者にお問い合わせをする際などには、製品に記載されている販売名を伝えると話がスムーズです。

(3) 製造番号または製造記号

ロット番号と呼ぶこともあります。事業者は、その製品がいつどこで製造されたか、いつ出荷された製品かなどをこの番号や記号で管理して

います。事故が起きた際の原因究明や市場からの回収のために利用されることもあります。

(4)全成分表示

邦文名で、原則、配合されているすべての成分名を配合量の多い順に記載しています。ただし、配合量が1%以下の成分は配合量の多い順によらず表示されている場合があります。また、配合成分に付随する成分で、その製品では効果を発揮しない成分(キャリアオーバー)などについては、その表示が省略されていることがあります。

アレルギーがある方や、過去に皮膚トラブルがあった方は、どのような成分が配合されているか確認することができます。

(5)使用期限

化粧品では、使用期限を表示することとしています。ただし、製造または輸入後適切な保存条件のもとで3年を超えて性状及び品質が安定な化粧品については記載が除外されています。

(6)内容量

濃い色の容器でどのくらい入っているかわからないときや、Aという製品とBという製品のどちらが多く入っているか知りたいときなどは、この内容量の表示を見るとよいでしょう。

ただし、内容量が10g又は10ml以下の「小容量化粧品」については、内容量表示を省略してもよいことになっています。

(7)種類別名称

買おうと思った化粧品が化粧水か乳液か、アイシャドウか眉墨かなど、化粧品の外身や販売名をみただけではわからないことがあります。その化粧品が何なのか分からないことがないように、化粧品には、「化粧水」「クリーム」などの種類別名称が、括弧、枠組み、色替えなど目立つように表示されています。なお、「〇〇化粧水」など、販売名に種類別名称が含まれている場合もあります。

(8)原産国名

化粧品が国産品でない場合には、「原産国〇〇」「原産地〇〇」「製造〇〇」「〇〇製」「MADE IN O

〇」など、化粧品には、その化粧品を製造した事業所の所在する国の名称が表示されています。国産品の場合は、「国産」「日本製」又は「Made in Japan」などと表示されますが、明らかに国産品と分かる場合は、表示されていないこともあります。

ただし、海外で製造された場合でも、製品を日本の市場に出すときには、日本の法律や規制を守らなければなりません。国内で製造された製品と同様に、(1)の製造販売業者がその製品の安全性や品質を管理します。

(9)化粧品の使用上及び取扱い上の注意事項

化粧品は安全性や品質を一定に保つよう、薬機法などによって厳しく規制されていますが、使用方法や保管状況が適切でないと、期待した効果が得られないばかりか、肌トラブルの原因になることがあります。とても大切なことが記載されていますので、必ず、使用上及び取扱い上の注意事項を読んでから使用しましょう。

(10)問い合わせ先

製品に対する疑問について問い合わせたり、製品についての相談をしたりする場合の連絡先です。事業者は問い合わせがあった場合、正確かつ速やかに応答できる連絡先を表示しなければなりません。

このように、化粧品の外箱や容器には大切な情報が記載されています。肌トラブルにあった際などに解決の糸口になることもあります。「箱を捨ててしまって成分の名前が分からない」「容器を捨ててしまったので製品名が分からない」などのお声を聞くことがあります。特に外箱はすぐに捨ててしまいがちなので、製品を使い終わるまできちんと保管しておくように習慣づけましょう。

今回は、化粧品と医薬部外品(薬用化粧品)について解説します。

●より詳しい内容は次のURLからご覧いただけます。

日本化粧品工業会 <https://www.jcia.org/user/>

化粧品公正取引協議会 <https://www.cftc.jp/index.html>

第 52 回

自転車と特定小型原動機付自転車で着用が努力義務化された

自転車用ヘルメット

相談事例

自転車の前席に座っていた。後ろにきょうだいが乗ろうとしたときに自転車が倒れた。止まった状態から横向きに自転車ごと転倒してコンクリートに頭部をぶつけた。ヘルメットは着用しておらず、シートベルトは着用していた。右前額部に擦過痕があり、複数回嘔吐した。頭部打撲と、それによる脳振盪により2日間入院した。
(事故発生年月：2019年9月、2歳8カ月・男児)

道路交通法が一部改正され、2023年4月1日からすべての自転車利用者に自転車用ヘルメット(以下、ヘルメット)着用の努力義務が課されました。また、同年7月1日からは、特定小型原動機付自転車* (いわゆる電動キックボード等)の利用者にヘルメット着用の努力義務が課されました。

国内では、ヘルメットの安全性に関する任意の規格等がありますが、市販されているヘルメットには、この任意の規格等への適合マーク(☒)が表示されているものと、そうでないものがあります。そこで、適合マーク表示のないヘルメットの性能について調査を行いました。

☒ 適合マークの例



●テスト結果をもとにしたアドバイス

(1) 自転車で使用可として販売されていたヘルメットのうち、適合マークがないものでは、衝撃吸収性、保持装置(締結具[バックル]を含むあごひも)の強さ及び性能が低いものがみられ

ました。ヘルメットは、SGマークをはじめ、乗車用としての安全性に関する規格等への適合マークが表示されているものを選びましょう。

(2) ヘルメットは、頭部に適合した大きさ・形状のものを正しく着用することで効果を発揮します。取扱説明書をよく読んで適切に使用しましょう。

(3) 現在、1歳未満の子どもを対象とするヘルメットは国内市場では販売されていません。また、月齢の小さいうちは頭囲が小さいため、市販のヘルメットを適切に着用させることは困難です(写真)。1歳未満の子どもを安全に自転車に同乗させることは、現状では困難であるため、別の移動方法を検討しましょう。

写真 月齢4カ月児のダミー人形にヘルメットをかぶせたようす



* 国民生活センター「自転車と特定小型原動機付自転車で着用が努力義務化された乗車用ヘルメットー安全性に係る規格等への適合状況と1歳未満の子どもの着用について」[報告書本文] (2023年7月12日公表) https://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20230712_1.pdf



カタログギフトの申込期限を過ぎてしまったら？

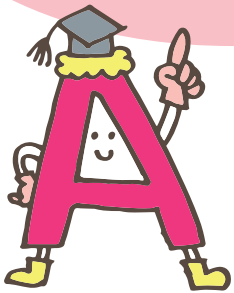
相談者の気持ち

カタログギフトをもらいましたが、うっかり注文し忘れて、申込期限を過ぎてしまいました。事業者に電話したところ「期限を1日でも過ぎたら注文を受け付けない」と言われてしまいました。贈り主からお金だけ取って、商品を送らないなんておかしくないですか？



小島 直樹 Kojima Naoki 弁護士

第二東京弁護士会・消費者問題特別委員会に所属。一級建築士。通商産業省(現経済産業省)などの勤務経験を生かし、消費者被害救済のほか、高齢者や中小企業の法律問題など広く取り組む



「カタログギフト」とは、贈り主が代金を支払い、受取人がカタログの中から商品を選択して事業者と連絡すると、事業者がその商品を受取人に発送するという一連の行為について取り決めた契約のことを指すと考えられます。そうすると、この契約は、贈り主と事業者の間で、受取人に商品の選択権を与え、受取人が選択をすると事業者は受取人に選択された商品を発送する義務を負うという、第三者のためにする贈与契約ということになります。

では、受取人の選択権はいつまで認められるのでしょうか。

受取人の選択権は、一種の債権ですから、いつまでも行使しないでいると、時効によって消滅し、時効の期間は5年(民法166条1項1号)ということになりそうです。しかし、ほとんどのカタログギフトでは、5年よりもずっと短い期間を申込期限として定め(資金決済法の適用対象外となる6か月以内としていることが多い)、申込期限を過ぎて申込みをしても、ご相談のように、「注文を受け付けない」という対応をしています。

それは、事業者が約款(民法548条の2第1項)によって、申込期限を制限しているからです。

このように約款によって権利の制限をすることが認められるのは、民法の規定によれば、

①「不特定多数の者を相手方として行う取引」であって、②「双方にとって合理的なものであること」及び③「取引の態様及びその実情並びに取引上の社会通念に照らして、相手方の利益を一方的に害すると認められるものでない」場合です(同条1項、2項)。

カタログギフトは、①に当たることは明らかです。②については、カタログギフトというものの特性上、時間が経てばカタログに掲載された商品が提供されなくなったり、価格が変動したりすることがありますので、期間の制限をすることは、事業者にとっては合理的ですが、受取人にとっても一応は合理的といえるでしょう。また、③については、②について述べたような事情を考えると、受取人の利益を一方的に害するとまではいえないように思われます。

さらに、民法には、「あらかじめ約款を契約の内容とする旨を相手方に表示していたとき」は、「約款の個別の条項についても合意したものとみなす」ということも定められています。

ほとんどのカタログギフト業者は約款を定めて、カタログに「約款を契約の内容とする」ことを表示していますし、期間制限についても明示していますので、この規定によって、期間制限は有効と考えられます。利用する際は、約款をよく確認するようにしましょう。



暮らしの判例



国民生活センター 消費者判例情報評価委員会

消費者問題を考えるうえで参考になる判例を解説します

洗顔石けんを使用した消費者がアレルギーにり患したとして損害賠償を請求した訴訟につき、一審と同じく控訴審においても原材料の製造業者の製造物責任が認められた事例

洗顔石けんの使用によりアレルギー症状が発症したことにつき、本件控訴審において被告洗顔石けん製造業者との間では和解が多く成立した。本判決は、残された石けんの原材料製造業者の責任につき、石けんに使われていた原材料についてその効用・有用性を考慮しても、当該アレルギー被害として社会通念上許容される限度を超えており、洗顔石けんに配合、添加される原材料として通常有すべき安全性を欠き、製造物責任法2条2項の欠陥があるとし、6人の原告に対して、約3万円から27万円の損害賠償を認めた。(福岡高裁令和2年6月25日判決、『判例時報』2498号58ページ)

Xら(一審原告・控訴人): 洗顔石けんによりアレルギーにり患した被害者
Y(一審被告・控訴人): 本件原材料の製造業者
A、B: 本件石けんの製造業者



事案の概要

1. 洗顔石けんによるアレルギー事故の発生

Aは、2004年3月、洗顔石けん(商品名「茶のしずく石けん」)の製造、販売を開始した(その後、BもAの委託を受けて同石けんを製造)が、2010年9月26日までに販売したのものには、Yが製造した小麦グルテン加水分解物(以下、「グルパール19S」又は「本件原材料」)が配合されていた(以下、本件石けん)。この期間に販売された本件石けんは日本国内において、約467万人に対し、合計約4651万個であった。

Xらは、本件石けんを使用したところ、アレルギー(本件アレルギー)にり患し、それによるアレルギー症状を発症した。

2011年7月14日には、独立行政法人国民生活センターが「小麦加水分解物を含有する『旧茶のしずく石けん』(2010年12月7日以前の販売

分)による危害状況について「アナフィラキシーを発症したケースも」と題する報道発表を行い、同センターにより本件アレルギーに関する情報提供が行われている。Aは2011年5月に本件石けんを自主回収している。

2. 本件アレルギーの原因

本件アレルギーは、小麦成分を含む食品を経口摂取した後、買い物、入浴、家事等の軽度な運動などの二次的な要因が加わってその症状が発症する食物アレルギーである(明らかな運動負荷がなくても誘発されることもある)。

本件アレルギーのアレルゲン(そのアレルギー症状を引き起こす原因となる物質)は、本件原材料であり、本件石けんの使用により本件原材料が経皮的・経粘膜的に吸収されることによって本件原材料に対する抗体が産生される。この抗体と経口摂取した小麦たんぱくが反応するこ

とによって、アレルギー症状を発症する。

3. Xらによる提訴と一審判決

XらはA、Bに対しては本件石けんの欠陥の存在を、Yに対しては本件原材料の欠陥をそれぞれ主張し、製造物責任法に基づき損害賠償を求めた。なお、Xらは、精神的苦痛に対する慰謝料を中心とする包括的慰謝料各1000万円を含む各1500万円の支払いを請求した。

一審判決(参考判例①)は、

①本件石けんの欠陥について

本件アレルギー被害は、本件石けんを通常の使用方法で使用して生じたものであるが、被害の程度は皮膚の症状にとどまらず、食物アレルギーの症状による重大な健康被害を伴うなど、洗顔石けんの使用によって生じるアレルギー被害として社会通念上想定される程度を大きく上回るものといえること等によれば、本件石けんは、洗顔石けんとして通常有すべき安全性を欠いていたというべきであり、本件石けんには欠陥が存在した。

②本件原材料の欠陥について

本件原材料によって生じた本件アレルギーの被害は、被害の程度、被害発生^{がいぜん}の蓋然性を考慮すると、洗顔石けんの原材料によって生じるアレルギー被害として社会通念上許容される限度を超えており、本件原材料は、通常有すべき安全性を欠いており欠陥があった。

③開発危険の抗弁は認められない

と、判断した。

なお、損害については、包括的慰謝料を認め、アナフィラキシー・ショック又はこれに準ずる症状を発症したかで慰謝料額に差異を設けている。

4. Xらの控訴

この一審判決に対しXらとYらがそれぞれ控訴した。控訴審では、A、BとXらは和解し、そのほかXらのうち14人は控訴提起後にYにつき

訴えを取り下げた。

本件判決は残った6人のXらとYとの間における判決である。



1. グルパール19Sの欠陥について

グルパール19Sは、2004年3月当時において、その「通常予見される使用形態」に沿って洗顔石けんの原材料として使用される場合、本件アレルギーの発症という社会通念上許容される限度を超えたアレルギー被害を引き起こす危険性を備えた製品であり、このことはそのような使用を前提とした原材料たるグルパール19Sの欠陥を基礎づける重要な要素というべきである。

また、グルパール19Sにつき、前記の危険性がある旨、完成品の製造業者に対して必ずしも的確な指示、警告は付されていなかったことが認められ、その有用性についても、種々の製品の原材料として汎用^{はんよう}的な用途に利用できるといった特性はあるものの、本件石けんについては、グルパール19Sを含まない代替設計をすることが容易であり、かつ、その効用が実質的に害されることはなく、本件石けん^がにグルパール19Sを用いることの効用のために、本件アレルギー被害の発生を受忍すべきものということとはできない。

他方、当時の科学技術的水準に照らせば、グルパール19Sは、薬事法(当時)に基づく規格に適合する成分とされ、当該成分を用いた本件石けんは薬事法上の製造承認を得て適法に流通していたものの、食品及び化粧用品の原材料であり、完成品に添加、配合されて市場に流通することとなることや、小麦という植物、天然素材に由来する安全性の高い製品として流通に置かれていたという製品特性からすれば、完成品たる化粧品そのものと同様に高度の安全性が求められていたにもかかわらず、それに起因して発

生じたアレルギー症状は、2004年3月のグルパール19Sの引き渡し当時においても、洗顔石けんの原材料によって生じるアレルギー被害として社会通念上許容される限度を超えたものであったというべきである。

このように、グルパール19S自体の効用や有用性を考慮しても、本件アレルギー被害は、洗顔石けんの原材料によって生じるアレルギー被害として社会通念上許容される限度を超えていたというほかなく、本件アレルギー被害発生以前の原材料としての使用状況及び安全性試験の実施状況等にかかわらず、グルパール19Sは、2004年3月当時、洗顔石けんに配合、添加される原材料として、通常有すべき安全性を欠いていたものというべきであり、欠陥があったものと認められる。

2. 開発危険の抗弁について

法4条1号にいう「科学又は技術に関する知見」とは、製造物の欠陥を判断するに当たり影響を受け得る程度に確立された知識の総体、すなわち入手可能な最高水準の科学又は技術に関する知識の総体をいうものと解するのが相当である。

症例報告や論文等の発表時期や内容を検討すると、本件石けん販売期間よりも前の時点で存在した各知見を総合すれば、本件石けん中のグルパール19Sにより、経皮的又は経粘膜的に感作が生じ、さらに、経口摂取した小麦製品との交叉反応^{こうさ}が起こって、本件アレルギー被害のような被害^{じやつき}が惹起されることを認識することができた。本件石けん及びグルパール19Sのいずれについても、開発危険の抗弁は成立しない。



解説

1. 本件は、洗顔石けんに含まれていたグルパール19Sにより、この石けんを使用した者に多数

のアレルギー被害が生じたことに関し、被害者Xらがこの石けんを製造したA及びBのほかこの石けんに含まれた原材料であるグルパール19Sを製造したYも被告として訴えた製造物責任法に基づく集団訴訟であり、損害賠償請求訴訟の1つである。

参考判例①の福岡地方裁判所の判決は本件判決の一審判決であるが、A、B、Yのいずれの責任も認める判決をし、Xらの請求をいずれも一部認容したが、Xら並びにA、B及びYはそれぞれ敗訴部分を不服として控訴した。

本件訴訟の控訴審においては、Xらの多くがA及びBと和解をし、またXらの一部が訴えを取り下げたため、本件判決は残った6人のXらのYに対する判決であり、原材料の製造業者についての製造物責任について判断がなされている。

2. 本件石けんの製造物責任についての判決は、参考判例欄掲記の4つの判決がなされているが、**参考判例①**の本件第一審判決及び**参考判例④**は、いずれも本判決と同様に原材料製造業者の製造物責任を肯定しているが、**参考判例②**及び**参考判例③**は本件石けんの製造業者であるA、Bの責任をいずれも肯定しながらも原材料製造業者のYの責任は否定していた。

参考判例②、**参考判例③**と**参考判例④**の結論を異にした背景については、医薬部外品の汎用的な原材料自体がアレルギー惹起の原因ではなく、完成品である本件石けんの製品設計にあるという議論の余地があるからであるという指摘もあった。

確かに例えば、**参考判例③**の東京地裁の判決は、原材料製造者Yの責任について、グルパール19Sを本件石けんの原材料の1つとして配合したことは通常予見される使用形態に含まれるとして欠陥の考慮事情の1つとなることを認めつつも、グルパール19Sは汎用的な原材料であ

ること、製品設計によれば本件アレルギーを発症させない石けんの製造も可能であったこと、ダブル洗顔を推奨し、泡の一部が眼球や鼻の粘膜など最も敏感な組織が大量に暴露されたことがうかがわれるなど、本件石けんの製品設計こそが本件アレルギー発症の重要な要因になっているなどとしてYの製造物責任を否定していた。

これに対し、本判決は、前記「理由」にあるとおり、グルパール19Sを本件石けんの原材料として使用することは「通常予見される使用形態」であり、その使用により本件石けんは本件アレルギーを引き起こす危険性を備えたこと、洗顔石けんの原材料によって生じるアレルギー被害が社会通念上許容される限度を超えたものであったことなどを指摘し、原材料製造者であるYにも製造物責任が成立するとした。

3. このほか、本判決は、Yの主張する開発危険

の抗弁を否定している。また、一審判決は、Xらの主張する包括的慰謝料の請求を許し、251万余円から275万円の支払いを認めていたが、本件判決は、包括的慰謝料請求は許されるとし全員に各200万円の慰謝料を認め、既払い金を控除するなどして3万余円から27万余円の支払いを認めている。

参考判例

- ① 福岡地方裁判所平成30年7月18日判決(『判例時報』2418号38ページ：本件の一審判決である)
- ② 京都地方裁判所平成30年2月20日判決(裁判所ウェブサイト：Bの責任肯定、Yの責任否定)
- ③ 東京地方裁判所平成30年6月22日判決(裁判所ウェブサイト：A、Bの責任肯定、Yの責任否定)
- ④ 大阪地方裁判所平成31年3月29日判決(『判例タイムズ』1489号78ページ：A、B、Yの責任肯定)

コラム ▶ 包括・一律請求とは

通常の損害賠償請求訴訟では、死傷損害の場合、差額説に基づき現実に生じた治療費などの積極損害や休業損害等の消極損害の財産的損害と精神的損害である慰謝料などの個別損害を算定し、さらにそれを合算することにより算定し(個別損害項目積み上げ方式)、被害者ごとに異なる損害が認定される。

しかし、被害者が多数生じる公害訴訟や薬害訴訟、集団的食品被害などでは、個々の被害者の立証負担を軽減し、また、被害者間の団結を維持するという訴訟戦術として逸失利益を個々の被害者ごとに算定することなく、財産的損害と精神的損害を一括してかつ多数の原告について症状の程度などによる一律のランク付けをするなどして一律の慰謝料(包括的慰謝料)を請求することが少なくない。これを、「包括・一律

請求」などと呼んでいる。包括・一律請求については、これを認める最高裁判決も出されており(最高裁大法廷昭和56年12月16日判決『民集』35巻10号1369ページ、大阪空港事件判決)、判例はこれを認めている。

本件訴訟でも、同一の石けんにより被害を受けた多数の原告が損害賠償を提起したものであり、精神的苦痛に対する慰謝料を中心とする包括的慰謝料を請求しており、一審判決も本判決も包括的慰謝料請求は許されるとしたうえ、アナフィラキシー・ショックの症状などを生じたかによって損害をランク分けをし損害額を認定している。通常の損害賠償請求訴訟の損害認定とは異なる認定をしていることに注意する必要がある。

これだけは押さえておきたい
改正民法(債権法)



保証契約

上田 孝治 Ueda Koji 弁護士

日弁連消費者問題対策委員会幹事、国民生活センター客員講師、兵庫県弁護士会住宅紛争審査会紛争処理委員、兵庫県消費者教育推進計画検討会委員、芦屋市都市計画審議会委員などを務める

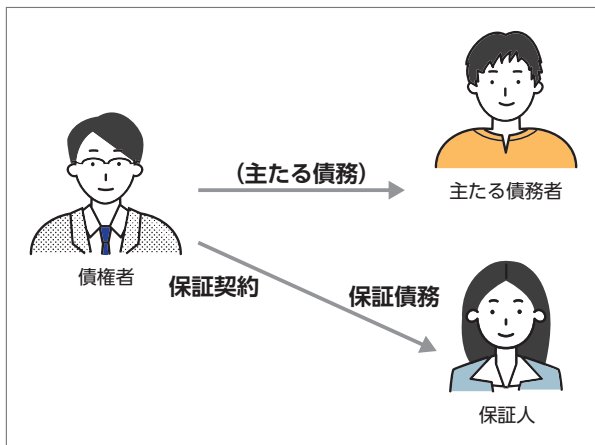
保証契約と保証人の保護

お金の貸し借りをする場合に、保証人をつけることがあります。この場合の当事者は、貸主(債権者)と借主(主たる債務者)と保証人の三者になります(図)。保証契約というのは、主たる債務者がその債務を履行しない場合に、保証人がその履行をする責任を負うという契約(446条1項)で、債権者と保証人との間での契約になります。

保証は、人が主たる債務を担保するということとなりますので「人的担保」といわれますが、安易な保証により保証人が責任を負わされることがないように、書面または電磁的記録によって契約をしなければ保証契約は無効とされています(446条2項、3項)。

また、保証人が思わぬ損失を被らないようにするために、2020年の民法改正によって、保証人を保護するための様々なルールが新たに定められています。

図 保証契約



個人根保証契約における 根保証人の保護

「根保証契約」とは、一定の範囲に属する不特定の債務を主たる債務とする保証契約(465条の2第1項)のことで、具体例として、不動産賃貸借における賃借人の保証、入院保証、雇用契約の際の身元保証などがあります。

この根保証に関しては、改正前の民法では、貸金等根保証契約についての極度額ルールというものがありませんでした。これは、主たる債務の範囲に「貸金等債務」(貸金債務や手形割引)が含まれるものについて、個人による根保証契約がされた場合、「極度額」(保証する限度額つまり上限)を定めなければ、根保証契約は無効になるというものです。逆に言えば、「貸金等債務」ではない債務、例えば、売買代金債務や不動産賃借人の債務などの根保証契約については、極度額を定めなくても改正前は有効とされていました。

民法の改正によって、この極度額ルールについて、「貸金等債務」だけではなく、個人の根保証契約全般に適用対象が広げられることになり、極度額の定めがない個人根保証契約は広く無効となりました(465条の2第2項)。なお、極度額の金額設定に関するルールは定められていませんが、あまりにも過大な極度額の定めは、実質的に上限がないのと同じこととなりますので、公序良俗違反などを根拠に効力が否定され、極度額の定めがないものとして、根保証契約が無効とされる可能性があります。

この極度額ルールの適用対象の拡大によって、

例えば、賃貸住宅における賃借人の保証人に関する実務も大きく変わっています。具体的には、賃貸借契約書において、かつては、単に「連帯保証人は、賃借人と連帯して、本契約から生じる賃借人の債務を負担する」とされていたものが、「連帯保証人の負担は、極度額を限度とする」との条項が加えられ、契約書に極度額を書き込むかたちとなっています。

なお、極度額については、その具体的な記載方法にも注意する必要があります。例えば、単に極度額の欄に「賃料の〇カ月分」とだけ記載した場合、賃料は、長期にわたる賃貸借契約の期間において増額や減額することがありますので、この記載だけだと極度額の金額が確定していないことから、定めが無効とされる可能性があります。したがって、極度額の記載方法としては、具体的な金額で定める（「〇万円」）か、「契約当初の賃料の〇カ月分」といったように「当初」の賃料額で決めておく必要があります。

個人根保証契約では、不特定の債務を保証することになりますので、普通保証とは異なり、元本が定まっていません。そこで、いつまでの主たる債務が保証の対象になるのかについて、元本が確定する場合、つまり、このときまでに生じた主たる債務が保証の対象となる、とされる事由（元本確定事由）が次のとおり定められています（465条の4第1項）。

- ①債権者が、保証人の財産について、金銭債権についての強制執行や担保権の実行を申し立てたとき
- ②保証人が破産手続開始の決定を受けたとき
- ③主たる債務者または保証人が死亡したとき

また、貸金等債務についての個人根保証契約に関しては、①～③に加えて、債権者が、主た

る債務者の財産について、金銭債権についての強制執行や担保権の実行を申し立てたとき、主たる債務者が破産手続開始の決定を受けたときにも元本が確定するとされています（465条の4第2項）。

これによって、例えば、不動産賃貸借における賃借人の保証人が亡くなった場合、保証人の死亡として元本が確定することになりますので、保証人の相続人は、保証人が亡くなった後に発生する賃借人の債務については責任を負わなくてよくなります。もちろん、保証人が亡くなる前の賃借人の債務については、保証人の相続人として責任を負うことになります。

この新しい極度額ルールは、基本的に2020年4月以降の契約に適用されますので、2020年3月以前の契約については改正前の民法のルールに従うことになります。

他方で、2020年3月以前になされた賃貸借契約について保証人がいる場合にはどのように考えればよいでしょうか。

まず、2020年4月以降に「賃貸借契約」が更新（合意更新を含む）された場合には、特段の事情のない限り、保証人は、更新後の賃貸借から生ずる賃借人の債務についても保証の責任を負うという最高裁判所平成9年11月13日判決^{*1*2}をベースに考えると、賃貸借契約の更新後も、2020年3月以前の保証契約の効力が及んでいると考えられますので、保証契約には改正前の民法が適用される（＝極度額ルールは適用されない）ことになり、極度額を定める必要はないことになります。

これに対して、2020年4月以降に、改めて「保証契約」をし直した場合は、保証契約に改正民法の極度額ルールが適用されますので、極度額を定めなければならないということになります。

*1 裁判所ウェブサイト「最高裁判所判例集」https://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail2?id=63043%0D%0A

*2 国土交通省「賃貸住宅標準契約書」<https://www.mlit.go.jp/common/001230366.pdf>（30ページ）においては、この点に関し、「紛争防止の観点から、賃貸借契約が更新された場合には、貸主は連帯保証人への通知に努めることが望ましいと考えられる」としている

事業性借入に関する 個人保証と公正証書

かつては、特に中小企業向けの事業用の融資に際して、その事業に関与していない身内などが安易に個人保証人となってしまい、事業の破たんに伴って、保証人が多額の債務の支払に追われることがよくありました。そこで、主たる債務が事業のために負担した「貸金等債務」の場合に、保証人が個人である保証契約または根保証契約は、原則として無効とされることになりました(465条の6第1項、3項)。

もっとも、このような事業性の借入についての個人保証が必要となるケースもありますので、例外として有効となる場合が2つ定められています。

有効となる場合の1つ目は、保証契約または根保証契約の締結前1カ月以内に作成された公正証書において、保証人になろうとする者が保証債務を履行する意思を表示している場合です。具体的には、保証人になろうとする者は、公証人に対して、主たる債務の具体的内容や、主たる債務が履行されなければ自らがその債務を履行する意思を有していることなどを述べ、その内容を公証人が筆記し、公証人は、その内容を保証人になろうとする者に読み聞かせ、または閲覧させうえて、署名押印させることとなります(465条の6第1項、2項)。こうすることによって、保証人となろうとする者が、保証の意味を正しく認識したうえて、慎重に保証契約をしていると考えられるからです。

有効となる場合の2つ目は、いわゆる経営者保証の場合です。ここで、経営者保証とは、主たる債務者が「法人」の場合は、法人の理事・取締役や過半数株主などによる保証のことで、主たる債務者が「個人」の場合は、共同事業者や事業に現に従事している配偶者による保証が該当します(465条の9)。このような経営者保証の

場合は、主たる債務者の経営に個人保証人が実質的にかかわっているといえますので、公正証書の作成も不要で、例外的に保証契約は有効となります(465条の6第3項)。

保証委託に際しての主たる債務者の 情報提供義務と保証契約取消権

事業のために負担する債務の保証、または事業のために負担する債務を含む根保証については、主たる債務者が個人に対して保証または根保証を委託する際に、個人保証人に所定の情報を提供すべき義務があるとされています(465条の10第1項、3項)。この情報提供義務は、「事業のため」に負担する債務であれば発生し、「貸金等債務」に限りませんので、事業のために負担する賃料債務や買掛債務などの場合でも、主たる債務者に情報提供義務が発生します。

ここで、主たる債務者が個人保証人に提供すべき情報は、

- ①主たる債務者の財産・収支状況
- ②主たる債務以外の債務の有無・額・履行状況
- ③主たる債務の担保としてほかに提供し、またはしようとするものがあれば、その内容

となっています(465条の10第1項各号)。

そして、主たる債務者がこの情報提供義務に違反(情報を提供しない、事実と異なる情報を提供)したことによって、個人保証人が誤認をし、それにより保証契約を締結した場合において、債権者が、情報提供義務違反について、知っていた(悪意)または注意すれば気づけた(有過失)のであれば、個人保証人は保証契約を取り消すことができるという民事ルールが定められています(465条の10第2項)。この取消権が認められるかどうかの実際上のポイントは、債権者の過失の有無になりますので、債権者としては、主たる債務者による保証人への情報提供

表 保証契約における情報提供義務の比較

ルール	「主たる債務者」の情報提供義務	履行状況についての「債権者」の情報提供義務	期限の利益喪失の場合の「債権者」の情報提供義務
情報提供すべきタイミング	保証の委託をするとき	保証人から請求があったとき	期限の利益喪失を知った時から2カ月以内
主たる債務の限定	事業のために負担する債務	なし	なし
保護される保証人	主たる債務者の委託を受ける個人保証人	主たる債務者の委託を受けた個人・法人保証人	個人保証人
提供すべき情報	財産・収支状況など	不履行の有無、残額など	主たる債務の期限の利益が喪失した旨
義務違反の効果	債権者に故意・過失があれば、保証契約の取消	規定はない	保証人に対して遅延損害金の請求ができない

※筆者作成

が適切に行われているかを確認しなければなりません。

特に、主たる債務者の信用状況(クレジットカードやローンの利用・返済状況)が非常に悪いケースでは、普通は保証人を引き受けようとはならないわけですから、保証人に対する情報提供が適切に行われていない疑いが出てきます。そのため、主たる債務者から保証人へ正しく情報が提供されているのかを債権者がしっかりと確認しておかなければ、債権者の過失が認められやすくなります。

保証契約締結後の 債権者の情報提供義務

1. 主たる債務の履行状況に関する債権者の情報提供義務(458条の2)

主たる債務者の委託を受けて保証人となった者(個人、法人のいずれも)から請求があった場合、債権者は、保証人に対し、主たる債務の履行状況に関する情報(不履行の有無、残額、弁済期が到来しているものの額)を提供しなければなりません。これは、主たる債務が仮に不履行になっているのであれば、保証人が自ら早め

に支払って、遅延損害金などが膨らむのを防ぐためです。

もっとも、この情報提供義務違反の効果については何も明記されていませんので、債務不履行一般に基づく損害賠償請求の問題として処理されることとなります。

2. 主たる債務者が期限の利益を喪失した場合の債権者の情報提供義務(458条の3第1項、2項)

債権者は、主たる債務者が期限の利益^{*3}を喪失した場合、喪失を知った時から2カ月以内に、個人保証人(主たる債務者からの委託の有無を問いません)にその旨を通知しなければなりません。これも、期限の利益が喪失したのであれば、保証人自ら早めに支払って、遅延損害金などが膨らむのを防ぐためです。

この情報提供義務違反の効果として、債権者は、保証人に、期限の利益喪失から通知までの遅延損害金を請求できない旨が定められています。

今回は、「定型約款」をテーマとして、定型約款の契約内容への組入れ、定型約款の内容の表示義務、定型約款の変更などについて解説します。

*3 一定の期日が到来するまでの間、債務を履行しなくてよい利益(民法135条)

啓発用リーフレットのお知らせ

若者向けの啓発用リーフレットの改訂版を作成しました。
ウェブサイトに掲載しておりますので、
ぜひ印刷してご活用ください！

過去の啓発用リーフレットのバックナンバーも
掲載しております。あわせてご活用ください。

●啓発用リーフレット バックナンバー

<https://www.kokusen.go.jp/wko/data/bn-yattem.html>

